

# 第19回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和8年3月9日（月）

午前 9時30分 開 会

委員長 出席委員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから令和8年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会2日目を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

審査は、各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、特別会計などの一部の会計については、歳入歳出とも一括して質疑を受け付けますので、よろしく願いいたします。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、回数や金額といった数字のみを問うようなもの、あるいはただ単に事業の内容を問うもの、また予算書に計上されていない事業等の質問はご遠慮願います。一般質問にならないように、十分質疑を尽くしていただきたいと思っております。

また、質問者、答弁者とも、質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言するよう、お願いします。

あわせて、質問者、答弁者は、簡潔明瞭にお願いします。

課長及び課長代理ともに、答弁の際は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあつては、複数の課にわたる予算に関する質疑、複数の会計に関

係する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いいたします。改めて、委員各位と執行機関の皆様の議事進行に対する協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、健康福祉課の審査を行います。健康福祉課が所管するのは、2款総務費、3款民生費、4款衛生費のほか特別会計もありますので、併せて審査いたします。一般会計の審査から行います。健康福祉課長から予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課、地域包括支援センターの予算審査特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明いたします。健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計になります。

一般会計では、2款総務費、3款民生費、4款衛生費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、病院事業の4特別会計合わせた繰出金6億8,581万4,000円を含め、合計で14億4,238万6,000円と、前年度より6,627万2,000円の増となっております。

ほかに特別会計として、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計の合計20億8,995万円を合わせて35億3,233万6,000円の予算規模となっております。

初めに、一般会計予算の概要について、抜

粹した予算書に基づき、歳出を中心に令和8年度から新たに取組む事業、前年度予算から変更した事業など、主なものを説明させていただきます。

抜粋した予算書6ページ上段を御覧ください。歳出の2款1項5目総務費財産管理費は47万9,000円です。福祉対策基金、医師養成対策基金、医療従事者養成対策基金の利息として積み立てるものです。

3款民生費の総額は、前年度より1,938万8,000円増の9億6,044万9,000円です。3款1項1目民生費、社会福祉総務費、6ページ下段、社会福祉総務事務費、1節報酬252万1,000円及び7ページ上段、4節共済費44万3,000円は、会計年度任用職員1名を任用するための費用になります。

中段です。12節委託料、医療費給付システム改修業務委託料259万1,000円は、都道府県をまたいだ地方単独医療費助成の現物給付が可能となるよう、結核精神医療費給付を除く全ての医療費給付の受給者証番号の桁数を全国共通の桁数に変更するための経費になります。

下段になります。福祉バス管理費1,301万4,000円は、町内の社会福祉団体等の活動を推進するため、マイクロバス29人乗り1台を購入するための経費になります。

8ページ上段を御覧ください。国民健康保険事業、27節国民健康保険特別会計への繰出金は、前年度より709万7,000円減の4,879万8,000円、介護保険事業、27節介護保険特別会計への繰出金は前年度より20万1,000円増の2億3,943万2,000円になります。

中段になります。2目高齢者福祉老人医療費給付事業4,401万円は、医科、歯科ともに70歳以上の方を対象に医療費の一部を給付する事業に係る経費になります。

10ページ、上段を御覧ください。後期高齢者医療制度事業、27節後期高齢者医療特別会

計への繰出金は、前年度より236万7,000円増の4,186万9,000円になります。

下段になります。3目障害者福祉費、障害者福祉事務費、12節委託料、障害福祉計画策定支援業務委託料139万2,000円は、障害者計画策定に向けた基礎資料となる福祉に関するアンケート調査に係る業務委託料を計上するものです。

11ページ下段を御覧ください。人工透析患者通院交通費助成金18万円は、令和8年度から助成の対象者を非課税世帯から対象者及び配偶者が非課税の者に拡大し、人工透析患者の経済的負担の軽減を図ろうとするものです。

障害者福祉施設整備事業297万円は、共同生活援助事業所、微助人の家の居室11室、管理人室、作業室の空調機設備工事に対する補助金を計上するものです。

14ページ上段を御覧ください。2項1目児童福祉総務費、障害児通所交通費助成事業24万円は、障害児が児童福祉法に規定する障害児施設を利用する際に必要な交通費の一部を助成するものです。

15ページを御覧ください。4款衛生費の総額は、前年度より4,688万5,000円増の4億8,145万8,000円です。

4款1項1目衛生費、保健衛生総務費、16ページ、保健衛生総務事務費、下段、12節委託料、健康管理システム改修業務委託料135万1,000円は、健康管理システムに妊婦のための支援給付事業で、対象者が転出入の際に給付履歴等を確認するための情報を新たに追加する必要があることから、システムの改修に係る業務委託経費になります。

17ページ上段、17節備品購入費26万円は、町の事業、イベントごとに救護用として持ち歩いているAEDが10年以上前のものであり、今後の使用保証ができなくなるために、新たに1台購入するための経費になります。

19ページ下段を御覧ください。さわうち病

院事業、27節病院事業会計への繰出金は、前年度より4,570万円増の3億5,571万5,000円になります。2目予防費、下段、予防接種事業、20ページ上段、12節委託料、個別予防接種業務委託料1,032万4,000円、19節扶助費、個別予防接種費用助成金89万4,000円は、令和8年度から新たに予防接種法のA類疾病の定期接種にRSウイルスに対する母子免疫ワクチン接種が追加され、妊娠期の母親にワクチンを接種することで、胎内にいる子供にウイルス抗体がつくられることで、出生時から子供の感染症の罹患、重症化を予防することを目的にワクチン接種費用の経費も含めて計上しています。

次に、主要な事業の目的及び概要、事業費の内訳につきましては、予算説明書に記載しております。予算説明書をご準備ください。健康福祉課の一般会計の事業については、22ページから3款の民生費となっております。新規事業については、34ページ上段に障害者福祉施設整備事業、39ページ上段に障害児通所交通費助成事業を記載しております。また、43ページから4款の衛生費を記載しております。

一般会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

6ページ、7ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。8ページ9ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 高齢者福祉費の委託料について、前年

度のほうを見ますと地域おこし協力隊の招聘ということで520万円ほど計上されていたかと思いましたが、昨年実績として招聘することができたのかということと、令和8年度に向けての考え方をお知らせください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 答えいたします。

介護分野における地域おこし協力隊の募集については、令和7年度の雇用を目指し令和6年度中から募集を開始しておりましたが、残念ながら応募には至っておりません。令和8年度当初予算締切り時である11月末までに募集要項に係る担当課等との協議に時間を要したため、当初予算に計上できませんでしたが、現在、募集を開始していることから、募集があり次第、補正予算で対応したいと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ、11ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。12ページ、13ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 12ページの障害者自立支援給付事業で、附属説明書でいきますと34ページですか。自立支援給付に規定する障害福祉サービスの内容をもう少し具体的に分かりやすく説明いただければいいなと思います。また、これが新規ということになっていきますけれども、その……増額か。ごめんなさい、失礼しました。増額です。増額の要因についてお知らせください。

委員長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 では、ご説明いたします。

初めに、障害福祉サービスの内容についてご説明いたします。大きく2つに分かれてお

りまして、介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練などの支援を受ける場合は訓練等給付というものに位置づけられております。全て申し上げるには、ちょっと時間がかかりますので、今は西和賀町の令和7年度で利用件数の多いサービスの項目についてご説明させていただきます。

1つ目は居宅介護です。こちらは、居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護や、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談及び助言を行うものです。

2つ目は生活介護です。こちらは、常に介護を必要とする人に施設において、昼間の入浴、排せつ、食事の介助を提供するとともに、創作活動または生産活動の機会を提供するものです。

3つ目は共同生活援助です。こちらは、主に夜間において、グループホームでの相談、入浴、排せつ、食事の介助など、日常生活上の援助を行うものです。

最後に、施設入所支援です。こちらは、施設に入所する人に主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介助、生活に関する相談及び助言を行うサービスとなっております。

次に、増額の要因についてです。主に先ほど申し上げました共同生活援助や施設入所支援に対する給付が増える見込みであること、また補装具の購入費に対する給付が増える見込みということで増額となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。14、15ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 14ページの障害児通所給付事業についてということですが、通所に対する給付ということですが、対象になる施設は町内の施設ということなのか、町外という

こともあるのか、教えてください。

委員長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えします。

施設は、町外の施設になります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。16、17ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。18、19ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、18ページ下段のほうの不妊治療費助成についてお伺いします。

国のほうでも、保険対象ということの事業も令和4年から始まっていると思うのですが、国のほうは年齢制限がありますけれども、この事業についての年齢制限があるかお伺いいたします。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

不妊治療に関する年齢制限ということですが、こちらの助成については国の医療保険に準じているものですので、同様に年齢制限はあります。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 ありがとうございます。

各地で少子化ということも兼ねて、各自治体で上乘せもあるようですが、治療する場合、当然町外に行くことになると思うのですが、そういう交通費に対する助成についての検討はないのかお伺いいたします。

委員長 保健師長。

保健師長 不妊治療に係る交通費についてのご質問いただいておりますが、そちらについては、まだ町のほうで検討入っておりませんが、ほかの他市町村の動向を見ながら検討していきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。20ページ、21ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 20ページ、予防接種で今説明があったのですけれども、RSウイルスの母子免疫ワクチン、非常に感染することが多いのを防ぐということだと思うのですけれども、これは町内でも予防接種ができるということではないのでしょうか。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

町内での医療機関で接種可能かということなのですけれども、確認をこれから取る段階になっていますので、まだちょっと確実なところをお答えすることはできませんが、この予防接種に関しては妊婦さんに接種するものですので、産婦人科での接種が妥当ではないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。22ページ、23ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

高橋宏委員。

8番 すみません、11ページ、最初の説明でもあったのですけれども、人工透析の通院の交通費助成なのですけれども、対象枠が広がったという説明だったのですけれども、もともと西和賀町、人口の割には人工透析を受ける方が多いというふうに聞いたことがあるのですけれども、対象枠が広がったということでは患者数が多くなっている傾向ということとは関係がないというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

拡大のほかに対象者も増えておりまして、令和5年、令和6年度は2件だったのですが、7年の11月現在で4件が利用しているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 ちょっと関連になっていいかどうか判断していただきたいのですけれども、人工透析の患者さんが増えているということで、交通費助成ということは大変いいことだと思うのですけれども、今説明あったように人工透析の方そのものが増えているということに対して、町として何らかの対策を取っているという点はないのかお伺いしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 失礼いたしました。先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきたいのですけれども、先ほどお答えしたのは、この事業で交通費事業を利用した件数でしたので、ご質問のあった患者数とは別だったので、訂正させていただいて、そちらの患者数についてはちょっと手持ちがなかったので、確認してお答えしたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、お諮りいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

健康福祉課の審査の途中ではありますが、次の特別会計における説明員の交代のため、10時5分まで休憩いたします。

午前 9時57分 休 憩

午前10時05分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、議案第24号 令和8年度西和賀町

国民健康保険特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長から予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計予算の概要について、予算書に基づき説明させていただきます。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により、平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、県では第3期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。また、町では、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

それでは、予算書1ページを御覧ください。令和8年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度より4,153万2,000円増の5億5,904万1,000円となっております。

10ページを御覧ください。歳出の主なものは、1款1項総務費、総務管理費は前年度より282万8,000円減の1,998万8,000円となっております。

中段になります。1目一般管理費、12節委託料、調整交付金システム等保守管理業務委託料37万2,000円、同システム等子ども・子育て支援金制度対応業務委託料34万7,000円、同システム等データ消去及び機器撤去廃棄業務委託料4万8,000円は、これまで使用してきた事業実績報告書作成システムの保守項目の見直しや、制度に対応するための業務、OSのサポートが対象外になることに伴い、既存の別の機器にデータを移行して使用する経費等を計上し、システム名称を変更しております。また、令和7年度に市町村事務処理標準システム岩手県クラウドが終了し、新環境

に移行になったことから保守業務委託料が増額となりますが、これまで負担してきた同システム共同利用負担金はなくなりました。

11ページ、2項徴税費は、前年度より136万5,000円減の710万1,000円となっております、人件費や委託料の減額が主なものになります。

2款保険給付費は、1項療養諸費から12ページ、5項葬祭諸費まで合わせて、前年度より4,751万9,000円の増となっております。歳入の保険給付費等普通交付金に合わせ、増額して計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付分から、13ページ、4項子ども・子育て支援納付金分まで合わせて、前年度より4,020万円の減となっております。県から示された納付金を県へ納付するもので、国保税や繰入金を充てております。

5款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費、2項保健事業費を合わせて、前年度より4,000円の増となっております。国民健康保険被保険者を対象として実施する特定健康診査や特定保健指導の業務委託料、ドック受診者への補助金を計上しております。

14ページを御覧ください。8款2項諸支出金繰出金は、前年度より224万8,000円増の459万4,000円となっております。病院事業会計へ保健事業経費分を繰り出しするものです。

次に、歳入になります。7ページを御覧ください。1款国民健康保険税は、前年度より1,076万8,000円増の8,234万9,000円を見込んでおります。

3款1項1目1節県支出金、普通交付金は、県の試算により保険給付費を見込んで、前年度より4,701万9,000円増の4億47万1,000円を計上し、歳出の保険給付費のほぼ同額が交付されます。2節特別交付金は、前年度より104万1,000円減の1,398万8,000円を計上し、市町村が行う国民健康保険事業の運営に要する経費などに対して交付されるものです。

8 ページを御覧ください。5 款 2 項 1 目繰入金、基金繰入金は、前年度より805万9,000円減の1,312万円を計上し、歳出で説明しました3 款国民健康保険事業費納付金及び5 款保健事業費の財源の一部を国民健康保険事業財政調整基金から充当するため計上するものです。

国民健康保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織委員。

3 番 歳入の国民健康保険税のところで伺いたいと思います。

課税額のうち、18歳までの子供の均等割の徴収予定の世帯数と見込みの徴収額を教えてください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。

国民健康保険税の対象者の中の子供均等割の状況についてお答えします。

令和8年2月末現在での試算になりますが、国民健康保険加入者のうち未就学児が15人、参考までに対象世帯数は10世帯となっており、均等割額24万6,000円のうち12万3,000円が軽減されております。この軽減措置を18歳まで拡大した場合は、対象者が39人となり、均等割額が58万150円、そのうち29万75円が軽減額となります。差し引くと、中学、高校生まで拡大した場合の分については、人数が24名の増、金額が16万7,075円を町で負担することとなります。また、均等割額を18歳までゼロ円とした場合は、均等割額58万150円が町の負担となり、現在の額から46万円の負担が生じることになります。

委員長 普本歌織委員。

3 番 子育て支援として、今ご答弁ありました58万150円を町で負担するという検討はなされましたでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 国保税の子供均等割の減免については、これまでも何度か質問をいただいておりますけれども、繰り返しになりますけれども、国民健康保険制度の趣旨であります負担と公平性から加入者全てに応分の負担を求める必要があるため、特定の年代に限定した減免は行わないとこれまでも答弁してきておりますが、現状も考え方は変わっておりません。

町では、令和5年に資産割の廃止と医療分の均等割額の引下げの改定を行っておりまして、全ての加入者の負担軽減となる改正を行っており、今後も全ての加入者の負担軽減が図られる視点での見直しを検討してまいります。

委員長 普本歌織委員。

3 番 ありがとうございます。次の質問も一緒にしていいですか。

それでは、同じく歳入の子ども・子育て支援金現年課税分という項目があると思うのですが、これは徴収額が増えるということだと思うのですが、1人当たり幾らの増になるか教えてください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 子ども・子育て支援金についてですけれども、条例改正の際にも説明しましたけれども、医療保険者加入者1人当たりの平均月額を200円相当の負担という形で試算をさせていただいております。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3 番 こちらは、加入者全員が負担するというところで、先ほどの負担と給付の公平性というところに照らしても、町で負担するという検討はなされなかったのかどうか伺います。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 今回の子ども・子育て支援金の税率の設定に当たっては、先ほど平均月額を200円としておりますけれども、ほかの医療保険からも子ども・子育て支援金は徴収されるものですが、こちらの全制度の平均のほうは250円となっております。参考までの市町村国保であれば、200円程度という数字が出ております。町のほうでは、負担のほうを幾らでも軽減したほうがいいということで、平均月額200円の部分で設定をさせていただいたところになります。

委員長 普本歌織委員。

3番 分かりました。

もう一つ、伺いたいことあるのですけれども、いいですか。以前、議会のほうにも国保の保険料は県で統一になるという説明があったと思うのですが、そういったところの進捗はいかがかということ、あと令和8年度には影響ないのかということ伺います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 初めに、国保保険料の統一についての進捗状況についてご説明いたします。

第3期岩手県国民健康保険運営方針において、県内の被保険者間の公平性確保の観点から、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料水準となる完全統一を第4期の運営方針期間中に実施することを目指しております。岩手県では、完全統一の目標年度を第4期中としておりますが、具体的な年度を決めるべきとして、令和7年度から各地区協議会等の市町村の職員等で構成するワーキンググループを立ち上げて協議に入っております。

さらに、令和8年度からは、ワーキンググループの体制の見直しをし、財政運営、保健事業、事務処理標準化の3つのグループを設けまして、目標年度やロードマップ等について具体的な協議をしていく予定となっております。

次に、令和8年度の影響についてですが、現在のところ保険料統一に伴う直接的な影響はありませんが、岩手県の完全統一の目標年度の決定を注視しつつ、財政調整基金を活用した保険料の税率改正の検討を今後税務課と連携して進めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで議案第24号 令和8年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第25号 令和8年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長からの予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。令和8年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度より1,248万3,000円増の1億1,768万2,000円となっております。後期高齢者医療特別会計については、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として保険料額の決定、医療費の給付、資格確認書の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っているものです。

それでは、6ページを御覧ください。歳入の1款後期高齢者医療保険料7,566万円、2款使用料及び手数料1,000円及び3款1項1目1節の保険基盤安定繰入金3,703万3,000円を合わせた1億1,269万4,000円を、7ページ、

歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金として、岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付します。

歳出の1款1項総務費、総務管理費58万4,000円、2項徴収費425万2,000円を合わせて483万6,000円の事務経費分は、6ページ、歳入の3款1項1目2節事務費繰入金が財源になるものです。

後期高齢者医療特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織委員。

3番 歳入のところで、昨年度よりも保険料の徴収分上がっていると思うのですけれども、その要因を教えてください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保険料が上がっている要因についてお答えいたします。

後期高齢者医療保険料率につきましては、保険者である岩手県後期高齢者医療広域連合で算定しておりますが、2年ごとに見直しをすることとされております。また、子ども・子育て支援金分は、令和8年度から運用され、1年ごとの見直しとなるものです。広域連合による試算では、被保険者数の増加や医療の高度化等に伴う医療費給付費の増加のほか、制度改正により一層の財政負担が見込まれること等が保険料率の引上げが必要な要因となっております。

委員長 普本歌織委員。

3番 今のご答弁の中にあつた子ども・子育て支援金分のことなのですけれども、新聞報道などでは、2026年度から子ども・子育て支援金分の徴収が始まるような報道があつたもので、影響があるのかと思つて、そこも伺い

たかつたのですが、2年ごとの見直しということは令和8年度は影響ないということでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢の保険料も、令和8年度から子ども・子育て支援金分の徴収が増えるものですので、被保険者の影響は少なからずあると思います。また、子ども・子育て支援金分保険料の均等割額についても、所得等により2割、5割、7割軽減の適用がありますので、低所得者の軽減分は保険基盤安定分として、国で2分の1、県で4分の1を負担し、町としても4分の1を負担することになります。

委員長 普本歌織委員。

3番 ちょっと私の理解が追いついていないせいかもしれません。すみません。この予算の保険料の中には、子ども・子育て支援金分は含まれているということですね。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第25号 令和8年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についての審査をひとまず終えたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第26号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長から予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計は、第1号被保険者に係る保険料基準月額を8,100円とした第9期介護保険事業計画の最終年となり、介護予

防事業や認知症施策などに引き続き取り組むとともに、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間とする第10期介護保険事業計画策定のための計画策定支援などの業務委託を盛り込み、当初予算を組んでおります。

それでは、1ページを御覧ください。令和8年度の介護保険特別会計予算額は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度より1,735万8,000円減の14億288万円、介護サービス事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度より78万9,000円増の1,034万8,000円となっております。

保険事業勘定の歳出の主なものについて説明します。12ページを御覧ください。1款総務費は、1項総務管理費から13ページ、3項介護認定審査会費まで、合わせて前年度より281万5,000円の増となっております。

12ページに戻りまして、中段、1目一般管理費、12節委託料、介護保険システム改修業務委託料495万1,000円は、介護情報基盤への対応や介護保険法の法改正に伴うシステム改修に係る経費を計上しております。また、第10期介護保険事業計画策定支援業務委託料72万3,000円は、計画策定に向けた分析や推計等の支援業務に伴う経費を計上するものです。

14ページ、2款保険給付費は、1項介護サービス費等諸費から16ページ、6項特定入所者介護サービス等諸費までを合わせて、前年度より2,610万円の減となっております。前年度の給付実績を勘案して、各サービス給付費を増減しております。

17ページを御覧ください。3款地域支援事業費は、1項介護予防・日常生活支援総合事業費から19ページ、3項包括的支援事業費まで合わせて、前年度より550万7,000円増となっております。

20ページを御覧ください。5款基金積立金350万7,000円は、歳入、第1号被保険者保険料から歳出、保険給付費等を差し引いた余剰

金を介護給付費準備基金に積み立て、今後の給付費等の変動に備えるものです。

次に、歳入になります。8ページを御覧ください。1款の介護保険料は、前年度より190万1,000円減の2億2,329万4,000円を見込んでおります。

次に、介護サービス事業勘定になります。33ページを御覧ください。サービス事業勘定の歳出の主なものは、1款総務費の職員人件費及び事務費になります。

2款事業費の要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画の作成業務等に係る居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント業務委託料は、前年度の実績を勘案して減額して計上しております。

介護保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私から20ページ、今説明もあったのですけれども、介護給付準備基金積立金ということで、保険料に対する準備金ということで積み立てているという説明だったと思います。西和賀町は、介護保険料が県内でも1番ですし、全国的にも高いということなのですけれども、そういう状態、今後また10期見直しの時期になると思うのですけれども、基金積立でそういう保険料に対して十分対応できるような積立でになるということの予算計上なのかについて、お伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 準備基金についてお答えいたします。

こちらの基金は、保険料の基準額を決める際、市町村で保険給付に係る費用の23%を保

険料で集めますが、その余剰金を積んでいるものになります。令和8年度が9期の最後ですけれども、こちらのほうはまず準備基金が足りるという試算で計上しております。10期については、これからの試算になります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第26号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため……。

では、健康福祉課長。

健康福祉課長 すみません、先ほど一般会計のほうで答弁を保留していた分について、お時間をいただきたいと思います。

透析患者の新規患者数ですけれども、昨年度の決算附属資料の実績からいきますと、令和5年度は1件増えておりますが、令和6年度末はゼロとなっております。令和7年度については、まだ途中なので、新規患者の状況としては増えてはいない状況となります。

委員長 保健師長。

保健師長 あわせまして、先ほどの質問のときに対策を何か取っているかということでしたけれども、透析を受けないようにというよりは、透析になる疾患を予防するような対策という意味合いで、糖尿病から来る透析患者が多いということもありまして、国保の事業にあります糖尿病重症化予防事業であったりとか、特定保健指導事業、あとは特定保健指導事業に上乘せというか、若年者の検診ということで20歳から39歳までの若年者に対しても検診を行って、そちらに対する指導等を行っ

ていること、あとは一般、さわうち病院で行っている一日人間ドックにおきましても、まず30歳から69歳まで年齢を拡大して実施しており、昨年度からは受けた方々全員に個別の指導も行っております。そういった意味合いでは、糖尿病の予防もそうですけれども、腎臓の悪い方の早期の発見、あとはそちらに対する治療の勧め、そういったところを事業の中で進めている段階であります。

以上です。

委員長 皆さん、よろしいですか。

(なしの声)

委員長 では、これで健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため、10時45分まで休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時45分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、税務課の審査を行います。税務課が所管するのは、2款総務費であります。税務課長から予算の概要説明を求めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、税務課から税務課が所管する令和8年度の主な予算の内容について説明させていただきます。

皆様に配付しております税務課を抜粋した予算書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

2ページをお開きください。初めに、個人町民税の均等割は、前年比11万3,000円減の660万2,000円、所得割は前年度比2,203万4,000円増の1億6,949万円、合計1億7,609万2,000円を見込んでおります。令和7年度当初予算との差が2,200万と多くなっておりますが、先日の一般会計補正予算においても1,900万ほど増額しておりますけれども、令和7年度の実績が1億7,000万となっておりますので、現状の実績に比較するとやや増額となったものになります。所得割の増額の主

な理由は、給与や農業などの所得の増を見込んだものとなっております。

次に、法人町民税ですが、均等割は令和8年度の申告対象事業所を123法人と見込み、前年比55万4,000円増の1,342万4,000円、法人税割は前年度比16万5,000円増の891万9,000円、合計2,234万4,000円を見込んでおります。

次に、固定資産税については、現年課税分、滞納繰越分を合わせて、前年比272万5,000円減の2億3,393万7,000円を見込んでおります。前年課税分2億3,228万円の内訳は、土地分で4,236万2,000円、家屋分で1億1,981万円、償却資産分で7,010万7,000円となっております。減額の主な理由は、償却資産について、西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例に基づく減免に伴うものがあります。

次に、固有資産等所在市町村交付金及び納付金ですが、国や県等、地方公共団体が固定資産が所在する市町村に対し、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金であり、主に岩手県企業局や東北森林管理局等から交付されるもので、3,326万9,000円を見込むものです。

次に、軽自動車税でございますが、地方税制の改正により環境性能割が7年度末、今月末をもって廃止となり、性能割、種別割の区分がなくなるものなのですけれども、8年度予算については性能割に関わる部分がありますので、従来の区分で予算計上をしております。環境性能割は、令和8年2月から3月末までの購入した分に係る分は8年度の歳入となりますので、その分の20万円を歳入として予算計上しております。前年度比126万5,000円の減額についてですが、こちらは性能割が廃止になった分で減収になるものですが、この分については国から交付金において交付、

補填されるものとなっております。種別割は、原動機付自転車や軽自動車等の現年課税分、滞納繰越分を合わせて、前年度とほぼ同額の2,264万5,000円を見込んでおります。

3ページを御覧ください。たばこ税でございますが、前年比128万7,000円減の1,745万3,000円を見込んでおります。

最後に、入湯税でございますが、前年比8万7,000円減の373万1,000円を見込んでおります。参考までに、入湯税の用途については、別冊の予算説明書10ページに記載してありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、歳入予算の町税に係る部分について説明させていただきました。

引き続き、歳入についてご説明いたします。5ページをお開きください。2款2項1目の税務総務費でございますが、職員人件費のほか税務事務を円滑に行うための事務的経費等を計上しております。

続いて、2款2項2目の賦課徴収費でございますが、前年比285万7,000円減の1,922万7,000円となっております。

6ページをお開きください。12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、地方税における各税目の賦課並びに徴収を行うための事務的経費や、各税目の賦課と、その管理をするための予算を計上しております。

新規に計上したものですが、12節委託料、中段の納税通知書電子化対応業務委託料81万円、1行飛んで、申告支援システム改修業務委託52万8,000円、その下のe L T A X国税連携税照会対応業務委託163万1,000円となります。税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用といった税務行政のD X、デジタルトランスフォーメーションの推進に伴い、システムへの各機能を追加するための業務委託となっております。

以上で説明を終わります。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、2ページ、今、課長からも説明あったのですけれども、固定資産税が、今年度の見込みが272万5,000円と、前年度減ということで、町の町税の免除によるということだったのですけれども、その詳しい説明と、全体的にそのほかの要因がないのか伺います。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 固定資産税の現年分の課税、減額差額、前年より減額になっている主な理由は、償却資産税の分のやはり課税、過疎法に基づく償却資産の課税免除が一番大きい要因となっております。課税額が全額免除という形になりますので、それを基に計算すると、こういう形になります。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 同じく2ページになりますけれども、歳入の町民税の個人、先ほどの説明では、前年の前年当初と比べると2,200万ということでのアップですが、実質でいくと、もう既に令和7年も補正実績からすると、ほぼ同様に上がっているということで、ある程度安定的に個人町民税が増えつつあるのかなと思いますけれども、その要因についてお知らせください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 今回、令和7年度の歳入について、補正で調整させていただいておりますけれども、7年度の当初予算の試算を比較すると、プラス6年からの増額が260万ぐらいの増となっていたのですが、定額減税の関係で5年度から6年度に当初予算を置いたときは、1,500万円ほど、その分減収にな

っていたのですが、7年度は定額減税がなかったのですが、6年度から7年度の当初予算の際にはプラス300万円の増という形で、定額減税の分がちょっと反映されていなかった分も多少影響があると思います。

あとは、そのほかに1年の異動等がありますので、そういった部分を計算した形で実績が今年度1億7,000万となっておりますので、まずほぼ横ばいか、やや増というような形になったものになります。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 そうすると、一応確認しますけれども、町民の所得水準が上がってきたというよりは、一時的な減税の措置があったものが戻ったというような捉え方でいいということでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 当初予算の計算の方法がそういった形で、定額減税の分があまり反映されていなかったというような形になっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。5ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、7ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。最終です。

それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、お諮りいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで税務課への審査をひとまず終了し、次の学務課の審査に移るため、13時まで休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、学務課の審査を行います。学務課が所管するのは、2款総務費、10款教育費であります。学務課長から予算の概要説明を求めます。

学務課長。

学務課長 お疲れさまです。教育委員会学務課の令和8年度当初予算の概要について説明をさせていただきます。それでは、着席して説明させていただきます。

それでは、学務課を抜粋した予算書で説明をいたします。歳出から説明をいたします。4ページをお開き願います。2款から説明をさせていただきます。2款は、上段になりますが、教育施設整備基金積立金21万1,000円、西和賀高等学校魅力化支援基金積立金1万円、こちらは基金利子分の積立てをするものとなります。参考までに、令和8年3月時点の基金現在高は、教育施設整備基金2億1,133万4,000円、西和賀高等学校魅力化支援基金1,028万8,000円となっております。

続いて、10款教育費について説明いたします。6ページをお開き願います。6ページの中段になります。事務局事務費、7節、沢内地区一貫校建設検討委員会委員謝金20万8,000円ですが、沢内地区の小中一貫校建設に向けての検討を行うため、学校関係者や保護者、地域子育て世代等の代表者で組織する委員会を開催するための委員謝金となります。謝金対象は10人以内を見込んでおり、開催回数3回分を予算計上しております。

続いて、9ページ中段になります。小中学

校通学対策費、17節、ドライブレコーダー60万3,000円ですが、スクールバスの安全運行、セキュリティの向上のため、未設置のバス6台にドライブレコーダーを設置するものとなります。

続いて、10ページの上段になります。西和賀高校魅力化支援事業2,454万3,000円ですが、こちらにつきましては予算説明書の91ページをお開き願います。予算説明書の91ページ上段になります。この補助金の内訳は、教員及び外部講師による休日課外指導謝金162万9,000円、兄弟姉妹通学費補助は7人を想定し82万円、模試・資格検定試験補助275万円、海外派遣交流事業費補助345万円はオーストラリアに生徒5人、引率1名の派遣を予定しております。

続いて、おかず提供の給食補助が691万3,000円、そしてユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション業務委託料220万円は町内の事業者で組織するユキノチカラプロジェクト協議会との共同プロジェクトとして、町内事業者と高校生が連携しての商品開発や販売、そして西和賀の潜在的魅力を発掘し発信する活動などを行います。生徒募集につながる魅力の中で、特にも地域の魅力、文化等を学びながら、課題解決に向けて取り組む内容は、中学生から関心を持っていただける大きな要素として捉えているところです。

そして、西和賀高校魅力化コンサルティング業務委託料611万1,000円ですが、県補助金である地域経営推進費を活用し、西和賀高校学生寮の寮生の生活サポートを行うハウスマスターのスキルアップ研修、運営面のサポート等の人材育成支援業務を委託する費用となります。いわて留学をはじめ、町外の生徒も増えてきており、寮生のサポート体制をしっかりとしていきたいことからの業務委託料となります。

予算書の10ページに戻っていただきます。

10ページの中段になります。公営塾運営事業998万円ですが、中学校の英語授業支援や英会話教室、西和賀高校の学校支援として外部講師を招いた数学、小論文講座を開催するものです。英会話教室については、平日の夕方の開催を引き続き予定しておりますし、英語でのコミュニケーション能力の育成、そして外国文化等を学ぶ内容を盛り込んでいきたいと考えております。

なお、11ページの上段の委託料に新たに西和賀高校ICT活用導入業務委託料112万2,000円を計上しております。こちらは、高校生一人一人への学習支援としてICT教育支援サービスであるスタディサプリを導入するもので、生徒個々のレベルに合わせた学習、進路希望別に個別最適なアプローチができる総合学習支援を行う内容となっております。主にレベル別に国語、数学、社会、理科、英語、小論文の講義動画による受講ができます。そして、確認テストを受けることができます。テスト結果によっては、学び直しもできる内容となっております。

続いて、同じく11ページ中段の地域おこし協力隊招聘事業513万1,000円ですが、学生寮ハウスマスターの業務をしていただく地域おこし協力隊の経費となります。現在、応募者の選考等を行っておりますが、採用状況によっては今後補正での予算追加をお願いすることもあり得ることを申し添えさせていただきます。

続いて、11ページから12ページにかけてになります。西和賀高校と協働した地域人材育成事業2,957万2,000円ですが、国庫補助事業である地域未来交付金を活用し、西和賀高校の生徒確保のための魅力ある学校づくりに向けての活動を展開しようとするものです。

12ページ中段の学生寮運営業務委託料1,680万円は、男子、女子学生寮の運営業務委託料として生徒35人分の委託料を見込んで

いるものです。月の保護者負担を4万円、町負担も4万円としております。現在、寮生は20人で、卒業などにより数名は退寮となりますが、来年度においても県外、学区外の生徒は寮生活を希望することになりますし、北上地区においても遠距離生徒が多いとも思われますので、30名は超えると想定しております。16日月曜日、合格発表後に人数が確定する状況となっております。

そして、その下の寮生生活サポートスタッフ業務委託料86万4,000円は、ハウスマスターの配置は予定しておりますが、学生寮の現状や地域の状況など、生活サポートする上でハウスマスターとして学ばなければならないことが多い状況ですので、特にも初年度は地元や生徒の様子などを理解している方のサポートが必要であると思います。引き続き、同窓会等を中心とした生活サポートスタッフの協力を得ながら、寮生をより広い体制で支えていきたいと考えております。

次に、下段の学生寮整備費補助金300万円は、現状の施設において施設維持のための屋根塗装を実施するための施設管理者への補助を予定しております。そのほか西和賀高校と協働した地域人材育成事業では、生徒募集のための情報発信業務等に取り組む西和賀高校受入体制整備推進員の1人の人件費、東京での合同学校説明会の参加旅費等を計上しているところになります。

続いて、15ページ下段から16ページ上段になります。小学校施設管理費、14節、湯田小学校屋上防水改修工事1,399万2,000円ですが、屋上防水シートの劣化により亀裂等が多く、補修等は行っているものの雨漏り等が発生している状況を踏まえまして、防水シートの張りかえ工事を行うものとなります。

ページが飛びます。22ページ下段になります。22ページの下段です。中学校部活動指導員配置事業339万9,000円ですが、中学校教員

の負担軽減を図るとともに適切な練習時間を確保するため、中学校の各部に部活動指導員を配置するものです。予算としては、9名分を計上しております。

続いて、24ページ下段になります。総合給食センター管理運営費、給食材料費2,047万3,000円は、児童生徒等255人分の年間食材費のほか、試食会等の食材の購入費となります。

最後になりますが、2ページから3ページが歳入になります。2ページ上段、14款2項4目小学校給食費負担金759万2,000円、中学校給食費594万9,000円は、給食費歳入となります。ただし、小学校の給食費は、国の政策により無償化になりますので、小学校給食費負担金については6月補正で歳入をなしに減額をさせていただき予定です。予算要求時には国としての方針が定まっておられませんでしたので、小学校分を計上させていただきましたが、補正対応で減額をさせていただきます。

主に新規予算等について説明をさせていただきました。以上で学務課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 学務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

普本歌織委員。

3番 先ほど説明がありました学校給食費のことについて伺いたいと思います。

小学校のほうは、国の政策により無償化する方向ということで、待たれていた方も多いのではないかなというふうに思っています。国のほうの話でいくと、今は1人5,200円分支援されるということが発表されていると思うのですが、それで足りる方向ということで、保護者からの徴収は考えていないということではよろしいかというのが1点と、あともう一点、中学校のほうは無償化の検討されたかということについて伺います。

委員長 学務課長。

学務課長 令和8年度から小学校については、給食費無償化となります。小学校給食負担金については、徴収しないということになりますので、この後保護者には給食費の内容のお知らせをさせていただきたいと思っております。

国では、段階的に負担軽減を進めるという意向を示しており、小学校を先行して行いまして、今後中学校についても検討していくということになっております。給食費の部分の補助なわけですが、先ほど委員さんからもありましたけれども、国からは児童1人当たり月5,200円の11か月分、町に交付されるということになっております。

ただし、実際の給食費ですけれども、今全体の食数も減って単価が上がっていますし、あと物価高騰もあり単価が上がっているということで、例えば中学校ですと、1人当たりになると年間で8万円ぐらいになってしまうところなのです。ですけれども、町のほうとしては、給食費でもらっているのは5万8,000円ですので、中学校では差額2万円ほどは町のほうで負担しているということになりますし、同じく小学校費においても、国から来る月5,200円では正直足りないところですので、そこを超えた分については町のほうで負担しているということです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

4ページ、5ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、7ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 今、課長からも説明あった6ページの

学校運営委員会の協議会で、沢内地区で3回の検討という話がありましたけれども、検討の内容についてお伺いしたいです。

委員長 学務課長。

学務課長 学校建設の検討委員会の部分の説明になりますけれども、開催回数は、先ほど3回分予定しているということで、内容につきましては、学校の建設に当たっては学校としての機能だけではなくて、地域の皆さんが足を運びやすく、学校との関係を深められる地域拠点施設の視点を大事にした学校づくりも進めていきたいと思っておりますので、そういった部分を話し合っていければと思いますし、あとは地域との協働による教育留学の部分を進めていかなければならないと思っておりますので、そういった部分のご意見等も伺える場にできればというふうに考えているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 沢内地区の一貫校ということで、一貫校の中身である義務教育学校になるのかという、そういう詳しい内容のテーマについても話し合われるのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご質問のとおり、義務教育学校、そういった学校の小中一貫体制の部分についても、話し合っていきたいというふうに思っているところです。

委員長 普本歌織委員。

3番 6ページの下の方にあります岩手県クラウド版統合型校務支援システム業務委託料について、内容と委託先を教えてください。

委員長 学務課長代理。

学務課長代理 では、私のほうから岩手県クラウド版統合型校務支援システム運用保守業務委託料について、事業の内容などについてご説明します。

統合型校務支援システムとは、成績処理や出席、健康診断など、また学校事務系など統

合した機能を有するシステムのことを指します。クラウド版ですので、独自のサーバーを必要とせず、インターネット環境で使用できるシステムとなります。

町では、教職員の働き方改革などを目的に、令和3年度から独自に統合型校務支援システムを導入しております。岩手県として県内公立小中学校のシステムの共同利用を図ることとなり、早い自治体では令和6年度から同システムが導入されています。本町は、現在導入しているシステムが本年度で契約期間満了となるため、令和8年度から岩手県統一のシステムに乗り換えるものです。委託事業者は、岩手県がプロポーザルにより選定し、町と県との協定に基づき、町が事業者と契約締結します。業者名は、株式会社システムディとなっております。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3番 ありがとうございます。委託先については分かりました。

先生方の業務軽減ですとか働き方改革というところで利用価値があるということで理解してよろしいですか。

委員長 学務課長代理。

学務課長代理 ご認識のとおりです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。8ページ、9ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、8ページの空き校舎の管理について、空き校舎、何か所かあると思うのですけれども、管理の内容についてお伺いたします。

委員長 学務課長。

学務課長 空き校舎管理費ですけれども、電気料、消防設備点検、電気工作物保安業務、あと草刈りというか除草業務委託料などの施設

維持のための経費というふうになっております。管理としては、学務課において業務の状況を見ながら、空き校舎を巡回して、施設に破損がないか等の点検を、確認をしている状況です。まず、多いのは、雪害による窓ガラスの破損とか、あと今日も行ってきましたけれども、ちょっと雪解けの水による雨漏りとか、そういった部分の対応が多い状況というふうになっております。

委員長 高橋宏委員。

8番 昨年の有害鳥獣の出没、特に熊などがかなり町内でも見受けられました。空き校舎がそういう熊などのすみかになっている場合に、周辺住民への危険等もあると思うのですが、その点についてもこの管理の中でされているということなののでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 まず、この経費部分もありますけれども、学務課のほうでの対応、人的な部分については、学務課のほうで巡回して管理しているという状況になります。

委員長 高橋宏委員。

8番 学務課でやられるのも大変だと思います。業務の中身ということだと思っております。町内にはそういう有害鳥獣についての専門の方もいらっしゃいますので、そういう方と一緒に年数回見回って、実際そういうすみかになっていないかということを経験家の視点からも見ていただくということも必要だと思っておりますけれども、そのような検討はされているのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 現在そのような対応まではしていないのが現状ですけれども、ただ農林課というか、担当課のほうと相談しながら、進めていければと思っているところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ、11ページ、質疑

ありませんか。

唐仁原俊博委員。

6番 先ほどにも説明の中で挙げられていたのですけれども、10ページの西和賀高校魅力化支援事業の中の西和賀高校魅力化コンサルティング業務委託料のところですか。先ほどの説明だと、これの中にハウスマスターの研修が入っていたり、スキルアップを図るようなこととなっていますけれども、コンサルティング業務委託料というのでそういう研修をやってもらうという認識でいいのですか。結構な額かなと思うのですけれども、何かほかにこういうこともやっているなどありますか。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀高校魅力化コンサルティング業務委託料の部分について、お答えをさせていただきます。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、この部分につきましては県補助金である地域経営推進費を活用して、西和賀高校学生寮の運営の部分、全体を見てというサポートしていただくというこの業務委託料になります。先ほど若干触れたハウスマスターの会社につきましては、全国的にそういう高校の寮の部分の運営面に携わっているとところがあって、そういった研修とか人材育成面はできる会社ですので、そういった部分のサポートをしていただきたいと思いますし、あとは定期的に関係者、寮運営者、高校、私たちが入れた形でのサポート会議の開催とか、そういった部分、寮運営全般についてサポートしていただくという部分と、あとやっぱり大きいのはハウスマスター、いきなり来てもなかなか大変ですので、そういった運営面、伴走して一緒にやっていただく部分をお願いするというのがメインになってくると思います。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 つまり寮運営全体をブラッシュアップしていこうということなのですね。分かりました。

ちょっと細かい話かもしれないですけども、委託先の人が直接町に訪れてやり取りをしたりだとか、一緒に寮に入って、しばらくこういうところが問題で、ああでこうでみたいな、そういうふうな運用になるということなのですか。

委員長 学務課長。

学務課長 業務委託する予定のところは、今年度もハウスマスターの募集業務に携わっている会社を予定しております。そういった会社の方が直接こちらのほうに足を運ぶ旅費も含んでおりますので、足を運んでいただきながら、現地でも指導していただくということになる予定です。

委員長 高橋宏委員。

8番 すみません。今ハウスマスター等についての話がありました。

あと、サポートスタッフは、今までお願いしている方ということと、それに加えてハウスマスターをお願いするということなのですけども、今までのサポートスタッフは、どちらかという夕方、子供たちが来てからという部分なのかなというふうに思いますけれども、ハウスマスターは日中、例えば子供たちがいない寮にも入って行って、状態も確認しながらということになるのか、ハウスマスターとサポートスタッフの業務の内容の分けみたいところはどのようになっているのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 ハウスマスターにつきましては、これまでの寮の運営の部分を見ておきますと、朝夕の部分、やはりしっかりとサポートする人が寮のほうにいていただければということで、ハウスマスターについては朝から生徒さん方が高校に行くまでの間、まず見送りとい

うか、そこまでしっかりしていただくことと、あと帰ってきてからは消灯の部分まで一緒にいていただくという部分、朝夕の見守りというか、生活サポートをメインに考えているところです。

今年度もお願いしている寮生活サポートスタッフさんはいらっしゃいますけれども、こちらは同窓会中心にまず当たっていただいております。やっぱりどうしても子供さんですので、熱を上げたりとか、様々なケースで対応しなければならないケースもあって、寮生活のサポートスタッフさんにもお願いしているケースが今まで多かったところです。

ただ、来年度からハウスマスターが来るとはいつでも、やっぱり初年度ですので、地域のこととか生徒さんたちの様子とかもすぐ分かるわけではありませんので、これまで同窓会中心に当たってきていただきました寮生活のサポートスタッフさんから伴走というか、教えていただきながら、いずれ寮生も今20人が30人程度にはなろうかと思っておりますので、皆さんで広くサポートする体制を取っていければということで、はっきり区別つけるという部分ではなく、一緒にやっていく部分も多いと思いますけれども、伴走した形での対応をお願いしたいなというふうに思っているところでした。

委員長 高橋宏委員。

8番 そうしますと、ハウスマスターさんは、子供たちが出かけて夕方帰ってくる日中はまず特に業務が発生しないということなのかというのが1点と、あとハウスマスター、1年目でなかなか大変だろうから、今までのサポートスタッフも一緒にということなのですけども、将来的には慣れてきていただいたら、ハウスマスターさんに寮のほうを見ていただいて、サポートスタッフの業務は縮小というか、やめていくというような方向性でのハウスマスターの委託ということなのではないでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 今考えている部分は、朝夕がメインというふうに考えておりますけれども、ただちょっと今募集中で、人数によってもローテーションというか、という部分もありますし、あとは実際にその方とのこれからの話にはなってくると思います、高校との協力とか、様々考えられる部分は出てくると思いますので、そういった部分は改めて考えていきたいなというふうに思っているところです。

あと、生活サポートスタッフの見通しという部分ですけれども、この部分につきましては、まず今年、状況を見ながら、踏まえながら、対応をどうしていけばいいのかなというところを判断していければいいと思っていますので、今の時点でやめますとかまではちょっと言えない状況でした。よろしくお願いたします。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 地域おこし協力隊招聘事業ということで、11ページのところでハウスマスターを地域おこし協力隊で募集したいという話でした。今のお話とも重なるところがあるとは思いますが、さっきおっしゃっていた感じだと、複数名採りたいよというふうにお考えということですね。私個人としては、もうばんばん採りましょうという気持ちなのですが、さっきおっしゃっていた高校魅力コンサルティング業務を委託する先で、そちらも通じてハウスマスターの地域おこし協力隊として募集するよということなのですね。現状もう既に選考の段階に入っているということではないのでしょうか。まず、そこを。

委員長 学務課長。

学務課長 今年度ハウスマスターの募集業務を委託しているところでの募集業務宣伝というか、周知をしていただきまして、今、複数名、選考を行っているという状況で、まだ決定には至っていませんけれども、複数名まず応募

はいただいている状況にあります。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ちなみに、今年度に関して言うと、何人確保したいなというのは、思いはあるのですか。いや、採れるだけ採りたいというのが素直なところだとか、そういう感触としてどうなのかなと。

委員長 学務課長。

学務課長 学務課としても、複数名配置できればと思っておりますが、今まだ選考の状況ですので、今は何人とはっきり申し上げることはできませんけれども、先ほどもちょっと説明のところでも触れさせていただきましたけれども、選考の状況によっては補正予算での追加の予算をお願いする形で、体制等はできれば取っていききたいなというふうに思っているところでもあります。

人数の部分についてお答えをさせていただきます。募集は、今3人で考えているところでした。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。多分複数人いたほうが同じような境遇というか、外から入ってきて、同じような仕事をするという人がいたほうが、恐らく来られる方たちも心強いだろうなということと、あと業務的に余裕が一定あったほうが、仕事の外の部分、つまり町のほうにも目を向けやすいかなと思っております。先ほど宏委員のほうからもどういう時間帯で働くのみたいな話がありましたけれども、高校生が寮の外というか、高校の外とつながるためにも、ハウスマスターの人が積極的に出ていってくれたりすればいいなと思っておりますので、うまくいくことを祈っていますけれども、繰り返になってしまうかもしれないけれども、具体的にどういうふうな業務体制でというのは、何人確保できたかによって、これから詰めていくという認識でいいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 ちょっと私の答弁、不足していたな  
と書いていたところがありました。男子寮、  
女子寮とありますので、ハウスマスターさん  
も男女どちらに、片方だけということはない  
ようにしたいなと書いてるところと、やはり  
高校との連携の学習支援とか、様々複数名  
行ってもらったほうが、委員ご指摘のとおり、  
様々考えられることも増えてくるなと思っ  
ています。生徒さん方の学習面のフォローとか、  
そういった部分もやれるのかなという部分も  
ありますけれども、そういった部分、配置が  
決まった方々とこれから話を詰めていけば  
なと思っていますところでは。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。12ページ、13ページ、  
質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。14ページ、15ページ、質疑  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。16ページ、17ページ、質疑  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。18ページ、19ページ、質疑  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。20ページ、21ページ、質疑  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。22ページ、23ページ、質疑  
ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、中学校の部活動指導員、説  
明書の97ページだと思うのですが、中  
学校の部活動、生涯学習課の総合スポーツと  
も関連あると思うのですが、以前にも  
質問したかもしれませんが、中学校の

部活動、これはいわゆる運動部というか、そ  
の方々、運動部の指導員でこの人数というこ  
となのか。

あと、説明書を見ますと、部活動指導員と  
部活動指導員謝金と2つに、6名と3名に分  
かれていますけれども、この辺の違いについ  
てお願いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 学務課のほうの部活動指導員とい  
うのは、基本、平日の部活動の部分、先生方  
の負担軽減ということで部活動指導員を配置し  
て、その活動した方々への報酬、あと謝金と  
いう形になっております。

生涯学習課のほうは、土日の活動というこ  
とになりますけれども、ただ学務課のほうに  
おいても、土日、中総体の大会とか、そうい  
った部分、対応した部分は、中学校の部活動  
指導員という形で学務課のほうでの予算対応  
をしているということになります。

そして、報酬と報償費、謝金に分けて計上  
しているという部分ですけれども、これは雇  
用制度として、例えば既に用務員等で会計年  
度任用職員として雇用されている方を部活動  
指導員にお願いする場合は、雇用時間の関係  
上、オーバーというか、してはいけませんの  
で、さらに会計年度任用職員としてお願いす  
ることができないので、まず謝金対応という  
ふうにさせていただいております。部活動指  
導員、制度の仕組みとしては、基本、会計年  
度任用職員になるというのが決まりというか、  
補助事業の部分は決まっておりますので、ま  
ず基本は報酬での会計年度任用職員というふ  
うにさせていただいておりますけれども、既に  
会計年度任用職員になっている方については、  
引き続きそういった位置づけになれないので、  
謝金対応にしているということになります。

委員長 高橋宏委員。

8番 今説明されたように、中学校の部活動、  
いわゆる大会があるようなスポーツクラブと

ということで、文化活動については基本的に対象外というふうに考えていいのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 現時点では文化部の対応は、学務課のほうでは、部活動としての部分の謝金としては考えというか、対応していないところですけれども、今地域スポーツクラブを設立するという流れの中で、土日、そういった地域の方々の協力を得て文化活動のほうもできればなどというふうな動きになっていますので、そういった部分、将来的というか、この先はそういった文化部の活動のほうも視野に入れながら、活動していければなどというふうに思っているところです。

委員長 真嶋実委員。

2番 今高橋宏委員から質問のあった部分で、部活動の指導員ですけれども、金額的に見ると前年度とそれほど大きな違いがないようすけれども、5名、4名か、見方によっては6名、3名ということすけれども、もう令和7年度、既に活動していただいている方たちで人員的な増減も、人的な入れ替わり等もなく進んでいく予定で考えているのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 基本的には、今年度お願いしている方々が中心になっていくと思いますが、ただ、今中学校の部活動も入部の状況によっては休部というか、活動しないところも出てきますので、実際は4月の状況を見て、指導員の配置等も正式には決まっていく流れになろうかと思えます。

委員長 普本歌織委員。

3番 私は、23ページの給食費について伺いたいと思います。

昨年度よりも予算が増になっていると思うのですが、先ほどの課長のご答弁の中にも物価高騰の影響でというお話もあったので、そういうことなのかなと拝察しながら、増の理

由を伺います。

委員長 学務課長。

学務課長 給食材料費の増の部分の回答をしたと思います。

特にも見ると、米の値段が大きいかなと思っております。米ですと、あきたこまち、例えば10キログラムで地元の業者さんの配慮で今まで4,700円ほどで安かったのですけれども、それではちょっと厳しいというので、実際、今年の後半からは7,300円ぐらいにぐっと上がってきてしまっています。その部分が大きいかなと思いますし、あとは食材の高騰分です。そういった部分で、食材費で190万ほど増えているかなというふうに思いますし、あとはちょっと修繕の関係で、給湯器の修繕100万ほど入っていますので、そういった部分で給食費の部分は増が見られるという状況になっておりました。

委員長 普本歌織委員。

3番 西和賀の給食は、本当に評判がよくて、子供たちも御飯とおかずの給食をしっかりと食べられるということで保護者の評判も高いですし、子供たちも給食がおいしいというふうに、毎日の給食をそういう感じで頂いていると思います。そういったことがありながら、質の維持はしていく方針ということでよろしいですか。

学務課長 すみません、もう一度。聞き漏らしてしまいました。

3番 給食の質は維持していく方針ですよということす。

委員長 学務課長。

学務課長 学校給食につきましては、栄養教諭、あと調理員さん方、頑張ってくださいまして、非常においしい給食作り、頑張ってくださいているなというふうに思っているところでした。この時期、ちょっと見せるのもあれなのですけれども、食育だよりというので、実際に提供している給食の写真つきで、保護者に

これから発送させていただく形になっています。保護者の方々からも、とても丁寧に、おいしく安心して食べられる給食だとお褒めをいただいている機会も多いです。給食の質は落とさないで、頑張っていかなければならないというふうに思っておりますので、引き続き皆様方からのご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 すみません、今話題に上がっていたので、この際なのですけれども、給食を作るためのお金というのがかかるのは、もうそれは当然のことだと思ひているので、そのことよりも今挙げていただいた食育だよりとか、こういうものを作っているよとか、こういうものを食べているよという情報が、これもまたネットに出したらよりよいのではないかなと思ひていまして、というのが、直接給食費の話題ではなくて、ちょっと学務課総括的な部分になってしまうかもしれないのですけれども、今後、外から生徒を獲得していったりということも考えたときに、発行しているものを紙だけで終わらすのではなく、ネット上に上げるといふところまで含めて給食を作るといふことだよみたいない捉え方ができないかなと思ひのですが、どうでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘いただいたとおり、給食の部分も西和賀の教育の大きな魅力につながっていくものだと感じているところなんです。実際こういった給食の部分、栄養教諭さんも情報提供、保護者にもできればなと考へているところなのですけれども、ちょっとネット環境とか、そういった部分の課題がありまして、今取り組むことができないでおります。

ただ、やはりご指摘のとおり、そういった情報発信というのには必要なことですので、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに思ひているところなんです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。24ページ、25ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで学務課への審査をひとまず終了し、次の子育て支援室の審査に移るため、14時まで休憩いたします。

午後 1時51分 休 憩

午後 2時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、子育て支援室の審査を行います。子育て支援室が所管するのは、3款民生費、4款衛生費であります。子育て支援室長から予算の概要説明を求めます。

子育て支援室長。

子育て支援室長 お疲れさまです。教育委員会子育て支援室の予算審査、よろしくお願ひいたします。では早速、座って説明をさせていただきますと思ひます。

令和8年度予算につきまして、子育て支援室担当部分を抜粋した予算書に基づき、10分程度お時間をいただきまして、歳出を中心に予算の概要を説明いたします。

4ページを御覧ください。3款民生費、2項1目児童福祉総務費からとなります。ページ右側の説明欄に掲載されている各種事業につきまして、事業内容と予算内訳を説明いたします。ページ下段となりますが、児童福祉

総務事務費1,054万4,000円は、次世代育成支援地域協議会の委員報酬と費用弁償を年2回分、12節委託料には子ども・子育て支援システム保守委託料42万8,000円と、新たに保育園留学推進等業務委託料990万円を計上しています。

保育園留学とは、町外のご家族が1週間から3週間の期間で子供を保育施設に通わせながら、町に滞在できる暮らし体験を提供する事業です。保育施設での一時預かりと宿泊、滞在先等をパッケージ化し、暮らすように町に滞在することで、体験するご家族と町との中長期的な関係性の構築を目指すプログラムです。保育園留学は、保育サービスの維持向上と少子化対策の一環として、保育・教育留学者の確保を目指す体制づくりを目的とし、同じ事業に取り組む県外市町村との広域連携事業に参加し、留学プロジェクトの管理運営を行う事業者への業務委託により取り組もうとするものです。財源には地方創生に向けた国の地域未来交付金、補助率2分の1を見込んでいます。

5ページを御覧ください。上から2つ目の掲載事業、にしわが愛児会補助事業は、愛児会への補助金767万6,000円を計上しています。私立保育園の安定的な運営を図るため、経理事務職員の人件費助成と、子供の減少に伴い保育収入が減少する厳しい経営状況を踏まえた運営費への助成を行うものとなります。

その下になります。子育て応援在宅育児支援金給付事業30万円は、ご家庭で子育てしている保護者に対し経済的負担を軽減するため、月額1万円の支援金を継続して支給するものです。対象は、第2子以降の保育施設等を利用していない3歳未満の子供となります。財源は県補助金、補助率2分の1です。

続いて、その下、保育施設統合整備事業3億3,882万1,000円は、湯田地区に整備する新保育施設の建設に対する補助金3億3,610万

5,000円と、ICTシステムと運動用具等の備品の導入に対する支援となる教育支援体制整備事業費補助金271万6,000円です。財源は教育・保育施設整備交付金で、補助率は国が3分の2、補助裏には町債と福祉対策基金を見込んでいます。

続いて、保育委託事業5,751万8,000円ですが、私立保育所等への保育委託料5,601万7,000円、18節には私立保育所等副食費補助金100万円、19節扶助費には認可外保育施設等への保育委託分として子育てのための施設等利用給付費50万円などを計上しています。副食費補助は、国の保育料無償化の対象とならない3歳以上の給食副食費について、町単独の子育て支援として補助を継続するものです。

続いて、放課後児童健全育成事業1,498万5,000円は、学童クラブ2施設の運営委託を継続するための予算を計上しています。

6ページを御覧ください。子ども・子育て支援事業160万5,000円は、子育てをするご家庭が必要な支援を受けることができる相談支援体制を整備しながら、家事、子育てへの支援や、ご家庭での養育が一時的に困難となった場合の支援など、ニーズに応じた様々な子育て支援策の充実を図ろうとするもので、12節委託料では子育て短期支援7万5,000円、子育て世帯訪問支援48万9,000円、子育て世帯訪問相談71万5,000円などを計上するものです。なお、これら子育て支援に要する経費には、子ども・子育て支援交付金を財源とし、補助率は国が3分の1、県が3分の1を負担するものとなります。

続いて、病児保育委託事業2,484万5,000円ですが、キッズルームにしわがの休止を受け、今年度当初から事業再開に向けて取組を進めてきた結果、病児保育事業を受託検討していただける見込みとなったことから、施設整備事業費補助金や病児保育委託料などの必要な

予算を措置するものとなります。病児保育事業は、あくまでも市町村が事業主体となるもので、受託者と共同運営する制度でありますので、今後において受託予定者と運営方針や役割分担の協議を進めながら連携体制を構築するなど、早期再開を目指して取り組んでまいります。財源は子ども・子育て支援に関する交付金となり、委託料の補助率は国が3分の1、県が3分の1、施設整備補助の補助率は国が3割、県が3割の負担となります。

続きまして、6ページ下段から8ページまでと10ページ、11ページに掲載されている4目保育所費ですが、町立保育所3施設の統廃合に伴い、せんだん保育所1施設での運営に合わせて予算を組み替えた以外は大きな変更点がないので、予算内容の説明は割愛させていただきます。

次に、予算説明、最後の項目となります。9ページを御覧ください。4款衛生費、1項5目保健センター費、(仮称)西和賀町保健センター建設事業442万4,000円は、建設アドバイザーの謝金、センター建設に向けた関連経費として建築確認申請手数料29万2,000円と、車庫移設に向けての実施設業務委託料369万6,000円などを計上するものです。新保健センターの建設スケジュールは、建設工事を令和8年度から9年度の2か年と見込んでおり、センター建設に係る詳細設計は現在進行中であるため、8年度途中の詳細設計が完了した時点で建設工事費などを予算補正させていただいた上で、入札、工事着手と順次進め、新保健センターの令和10年度稼働を目指し、建設事業の推進を図ってまいります。

以上、子育て支援室の予算概要の説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 子育て支援室長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めていきます。

4ページ、5ページ、質疑ありませんか。  
普本歌織委員。

3番 4ページの保育園留学推進等業務委託料についてなのですが、一般質問でも同僚議員が質問した内容もあるかもしれませんが、業務委託の内容と、それから現場になる保育所との協議の状況をお知らせください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、4ページ、保育留学事業のご質問にお答えいたします。

保育園留学とは、1週間から3週間、子供が保育園に通いながら、ご家庭で滞在する暮らし体験を提供する取組というところで、保育施設の一時預かり制度を活用し、宿泊やワークスペースなどの提供をパッケージ化して希望者を募集する事業となります。応募があった際には、保育施設と宿泊施設の利用調整をして受け入れることとなります。暮らしように地域に滞在することで、ご家族と町との中長期的な関係性の構築を目指すプログラムとなります。

8年度の事業内容ですけれども、本事業の土台となる受入れ基盤の整備、それから都市部子育て世帯に向けた市場開拓に着手する立ち上げと実証の年と位置づけたいと考えています。

具体的には、利用家族の募集ポータルサイトの構築、それからモニターツアーなどによるトライアルの受入れなどを実施して、参加者の声を反映してプログラムの磨き上げを行うとともに、次年度以降の本格稼働に向けたソフト面での受入れの型を確立したいと考えています。現場との協議につきましては、施設長レベルでの取組の方向性などについて確認をして、また施設の先生方についても、取組概要などの情報共有を行っています。また、

保護者との意見交換の機会があった際には、町の特色ある保育のよさを町外の多くの子育て世代に知ってほしいという思いがあったり、あと子供さんがやっぱり減っていくという中で、町外から受入れを取り組むべきといったご意向があることを確認して、本事業に取り組もうとしたところになります。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3番 今のことについて、募集のポータルサイトを立ち上げるとか、外部に対しての周知とか宣伝というところは入っていたと思うのですが、町内への周知といったところはいかがですか。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 ありがとうございます。基本的には、町外向けのPRが大きな内容となりますけれども、やっぱり実際受入れを始める際には、保護者の方とか、あと地域のほうでもいろいろ活動していくこととなりますので、そういった際に協力依頼、内容を説明しながら、参画していただけるような体制づくりができればと考えています。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3番 今のところは分かりました。

別の質問もしていいですか。

委員長 はい。

3番 5ページなのですけれども、下のほうの扶助費で子育てのための施設等利用給付費というのがあって、先ほどの説明でにしわが愛児会に対してというようなご説明だったかなと思うのですが、この内容をお知らせください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 5ページ、子育てのための施設等利用給付の部分のご質問にお答えいたします。

私立保育所等への保育委託と同様になりま

すけれども、保育施設に子供さんを預ける費用に対して給付する内容ではありませんけれども、ご質問の予算につきましては認可外保育施設の利用に対して扶助費で施設の利用の給付を行うものとなります。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3番 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ質問なのですが、その下の放課後児童健全育成事業、学童保育のことだと思うのですが、この事業で令和8年度、湯田、沢内、それぞれ利用児童は何人の見込みなのかということをお知らせください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、5ページ、放課後児童健全育成事業のご質問にお答えいたします。

8年度の利用見込みにつきまして、2月末までにお申込みをいただいて、今現在取りまとめをしている段階になっております。ですので、取りまとめ中というところで、7年度の登録状況を参考までお伝えさせていただきたいと思います。

登録されている児童数は57名で、内訳につきましては湯田学童クラブが30名、沢内学童クラブが27名となっております。小学校の児童数に対しては、およそ45%が登録していた状況となりますので、今年度においても、まず同程度の利用見込みになるかなと思っております。

委員長 普本歌織委員。

3番 多くの方が利用されている、とても重要な事業だと思います。湯田のほうで30名、沢内のほうで27名のご登録があるということですが、学童保育のスペースを考えると、全員利用した場合には恐らく手狭な感じがするのではないかなというふうに思っています。夏休み、冬休みなどは、利用する時間も長くなりますし、説明書の86ページに適切な遊び及び生活の場を与えることが目的というふう

に説明されていますが、適切な遊び及び生活の場とするために、委託先との連携、どのように行う予定かということをお知らせください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、5ページ、放課後児童健全育成事業のご質問にお答えいたします。

まず、委員おっしゃるとおり、学童クラブの施設的に制限がありまして、現状では利用見込みに対しては、まず不足はしていない状況ではありますけれども、夏場、大変暑いときに密集すると、ちょっとエアコンの効きが弱くなってという事例があったりしまして、その辺は委託先と連絡を取りながら、エアコン、冷房設備の追加などといった対応をしていただいているところになります。

委託先との連携につきましては、やっぱり国が定める実施要綱でありますとか運営基準がございますので、そちらに従いつつ、運営状況など、必要な情報共有を図りながら、また児童支援員の方に対する研修であったり、あと知識、技術の向上に関する連絡調整などの連携を現在は行っている状況になります。

また、臨機の対応といたしまして、例えばですけれども、特に支援が必要と認められるケースがある場合などについては、関係機関との情報共有をする場の設定でありますとか、あと必要に応じてケース検討会議を行うなど、必要に応じた連携に努めております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 4ページに戻りまして、先ほど普本委員からも質問がありました保育園留学推進等業務委託についてですけれども、保育留学ということ自体がまだかなり先進的で、そんなに先進事例というのも多くはないと思うのですが、990万円ほど一括で委託するということになる、委託先の対象は基本的にどのような業態で、どういう分野の仕事、例え

ば教育の関係のコンサルとか、あるいは実際に教育・保育に関して運営をしているとか、そういうことを含めて、どういう業態の中でやっているところに委託するのか。

そして、保育留学等々に、あまり狭くは考えませんが、実績としてどういうような取組を今までしてきたのか。今回ですと、地域未来の交付金ということで、国や県なりの公のお金も入ると思いますけれども、そういうことも含めて、実績等々についての信頼性を含めて情報をいただければと思いますけれども。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、4ページ、保育園留学推進等業務委託のご質問にお答えいたします。

まず、委託先ですけれども、現在予定している事業者さんですけれども、主に地方創生の取組をなさっていた会社で、現在は保育園留学というのを大きな軸にして全国展開をされていると伺っております。やっぱりおっしゃるとおり、国の財源を活用して行う事業でありますので、そういった実績等についてもちろどいろいろな情報を集めながらといったところで確認をしております、昨年の1年前の実績になりますけれども、まず全国50地域のほうで同じ同種の保育園留学というものを提供されていて、累計6,000名の方が利用されていたと伺っております。また、あと東北管内、やっぱり岩手県ではまだ取組が行われていませんでしたけれども、秋田県では北秋田市、それから山形県の庄内町、鶴岡、西川町、米沢市といったところで、東北でも徐々に広まりつつあるといったところで、まず県内初の取組になりますけれども、西和賀ならではの、例えば雪を生かしたとか、あと自然を生かしたといったところをしっかりとPRすることで、何とか受入れの実績をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 私も今の点、保育園の留学について、先ほどの課長の説明ですと、来年度の本格運用に向けてというか、今年度は実施まで見通していないということなのかということが1点と、以前ですと、例えば里帰り出産、上の子が保育所において、下の子の出産のために戻ってきたと、そういう方を対象とした考えなのか。だとすると、宿泊は当然実家とか、そういうことになるのではないかなというふうに思うので、まずその点で聞きます。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、4ページ、保育園留学の事業の関係のご質問についてお答えいたします。

来年度の本格実施に向けてといった部分で、来年度取組の初年度となりますので、手探りで沢内地区の保育所を受入先として、あとは最寄りの宿泊施設とちょっと組合せをして、パッケージ、PRをしてみるというところで、来年度前半でいろいろ情報を集めたり各関係施設との打合せをしたりといったところで、秋ぐらいに募集をできればなと思っています。

それから、おっしゃるとおり、一時預かりという制度で、里帰り出産される町出身の方が戻られて、ご利用されているといったところは当然ありますけれども、それとは別にこちらに実家がないところで、西和賀の保育をお子さんにちょっと体験させてみたいといったご家族に対して提供できればなと思っています。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 分かりました。

もう一つ、では先ほども質問あったのですが、学童についてですけれども、小学校の移転が計画されております。場所もほぼというか、そっちのほうにというのはあるのですけれども、沢内地区で言いますと、小中

学校の場所と学童の場所が別なのですけれども、当然学童の場所についても、一緒に小中学校一貫校と同じような場所に移転ということも併せて検討されているのでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 同じ場所にかどうかということなのですが、それでも、それも含めてなのですから、その方向でもいろんな形で検討は進めていると。ぽつんと沢内に残すというわけにも、これは現実的にちょっと厳しいかなと思っていますところあるのです。今検討の俎上に上げたいと思っていますところでは。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。6ページ、7ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 それでは、病児保育委託事業について、先ほどの説明で、事業は町と相手先と協働でやっていくというようなことでしたけれども、それは国なり県なりの予算というか、そういう事業の性格上、それが必須になっているのかなという確認と、そういう中でまだ町の役割と相手先との関係、これから構築していくというような内容でしたけれども、具体的に今回上がっている中では保育士さんというのは、町のもともと雇用されている枠の中から派遣していくような考えなのかというようなところまで、ちょっと今現在で分かるころがあれば。

それから、あともう一点が今回の予算2,400万円ほどの中で、施設整備にそれなりの大きなお金がかかっておりますけれども、実際動き出すとランニングコストとしては1,760万の施設整備等々がまず除かれた中で、維持管理費はそれなりに施設にかかるかもしれませんが、というような予算規模で今後動いていくのかという確認です。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、6 ページ、病児保育事業の部分のご質問にお答えいたしたいと思えます。

まずは、今回の保育事業ですけれども、国の実施要綱に定める形態により実施しようとするものでして、同要綱では実施主体は市町村とすると定められ、市町村が認めた者へ委託等を行うことができるといったところで、町と、あと受託いただける事業者さんとの役割分担をして実施をしていきたいと考えております。ですので、病児保育の運用に当たっては、町が実施要綱制定をしながら、委託契約によって町と委託先の役割分担を定めて、その契約に基づき、町が委託料をお支払いして、共同実施していくといった流れとなっております。

現在、受託を検討いただいている事業者さんとの話合いの中で、保育士さんをなかなか確保するのが難しい状況があるというところがあります。こちらでも、町のほうで実際保育士を募集しても、なかなか応募がないといった状況もありますので、やっぱりその辺は町のほうでの役割分担として保育の部分のある程度のサポートができればなといったところの予算措置となっております。

また、建設費を除いた部分で大体年間1,000万程度の事業費で運営していく流れになろうかと思えます。国、県の交付金を活用しながら、何とか実施できるように取組を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3 番 同じく6 ページの真ん中辺り、子育て短期支援業務委託料、子育て世帯訪問支援業務委託料、子育て世帯訪問相談業務委託料ということで、先ほど課長の説明の中で子ども・子育て支援交付金を利用しながら、様々なニーズに対応する事業を展開するというようなご説明があったと思うのですが、この3

事業のそれぞれの委託内容と委託先を教えてください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、6 ページ、子育て支援事業のご質問にお答えさせていただきます。

まず、これらの事業については、令和6年度に創設された子育て支援に係る家庭支援事業として位置づけられている事業となります。子育て短期支援業務の内容につきましては、保護者のご病気であるとか、その他の理由によって、ご家庭においてお子様を養育することが一時的に困難となった場合などに、乳児院や児童養護施設において一定期間、子供さんの養育保護を措置するものとなります。委託先については、盛岡市、それから花巻市の児童養護施設となっております。

また、子育て世代訪問支援業務の内容につきましては、家事、それから子育て等に対して不安であったり負担を抱えた子育て家族、あとは妊産婦、ヤングケアラーがいらっしゃるご家庭に支援員が訪問して、家事、子育てなどの支援を行いながら、ご家庭が抱える不安や悩みの傾聴なども行っていただくものとなります。委託先は、町の社会福祉協議会さんのほうに現在も委託をしております。

最後、子育て世帯訪問相談業務でございますけれども、子育て世帯の利用者相談支援の機能を高めるため、ご自宅やの身近な場所への訪問相談、それから相談しやすい環境の工夫などによって、やっぱりなかなか役場に常設している相談窓口というところに行けない環境であったり、事情を抱えた方というのがいらっしゃるにしまして、そのような事情を抱えた子育て世帯へアプローチできればなと思って予算措置をしようとするものです。委託先につきましては、子育て相談あつたりのカウンセリングなどを行っている事業所、または有資格者の方を想定しています。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3番 では、これらの事業は、年度当初から利用可能かということと、あとどのように周知をしていくかということをお願いします。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 子育て支援事業のご質問にお答えをいたします。

まず、それぞれ3事業についてですけれども、現在契約もしており、それを更新することによって、年度当初から利用可能となっております。また、利用の周知の方法ですけれども、現在のところやっぱりなかなか委託先というのが町内だと限られるであったり、訪問支援なども介護のほうが中心になっていまして、なかなか子育て世代のほうの時間を確保するというのが難しくなっておりまして、基本的に特別に支援が必要と認められるご家庭に措置する形での現在の予算措置となっておりますので、広くPRして、利用したい方が利用できるというものにはなっておりませんので、今後ちょっとその辺、事業所を増やしてみたり、資源開拓をしながら、何とかいろいろニーズに応じていける体制づくりができればなと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。8ページ、9ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 9ページで西和賀町保健センター建設事業ですけれども、令和8年度の予算を見ますと、その中のある程度大きな部分が公用車車庫移設工事実施設計業務委託料ということで、工事そのものではなく設計業務ということかと理解しますけれども、設計だけで三百何十万、400万弱ということですのでけれども、想定している車庫はどのような規模で、車何台ぐらいが、保健センターだけなのか、病院

なども含めて車の数が入る想定なのか、ちょっとそこのところを教えてください。

委員長 子育て支援室長代理。

子育て支援室長代理 では、抜粋の予算書9ページ、公用車車庫移設工事実施設計業務委託料についてお答えします。

現在、実施設計作業を進めております(仮称)西和賀町保健センターは、町立西和賀さわうち病院の敷地内に建設することで計画しております。具体的な場所としましては、病院の機械棟の南側で、現在病院の車庫が建っているところを含む敷地約1,000平米となります。今予算で計上しました公用車車庫移設工事実施設計業務委託料ですが、センターの建設敷地を確保するため、車庫を移設する工事の設計費となります。ですので、車庫の規模ですとか格納する台数は、今ある車庫とまるっきり同じもので、基本的には病院の公用車を収めるもののみとなります。

移設は、北側、機械棟側に約10メートル動かすだけとなりますけれども、機械棟に近づくると地面の傾斜がきつくなるため、基礎部分を改めて設計し直さなければならぬため、通常の建設と同様の手順が必要との判断で計上したものととなります。

なお、既に議決いただいた令和7年度の3月補正予算で債務負担行為として当該の設計費分の予算を計上させていただいておりますので、それにより契約は前倒しで行って、設計作業に着手することとしております。なるべく早期に車庫の移設を完了させて、センターの建設に着手できるように進めてまいりたいと考えております。

先ほど格納台数ということでお話ししましたけれども、現在病院の車両9台分収まって、車庫としてはそれでほぼ満杯になります。センターを建設することによって、健康福祉課の所管する車両もあるわけですけれども、現時点では病院の車両だけを収めて、健康福祉

課の車両は、運用にもよりますけれども、夏場は青空駐車ですとか、冬は太田の今の駐車場のほうに収めて、使用するときには取りに行くとかといったところで、運用については現在検討中でございます。

委員長 真嶋実委員。

2番 それなりのお金をかけて移設するということなので、せっかくであればもうちょっと規模なり考える必要はなかったのかなというの素人考えでしょうか。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 同じく保健センター建設に関わる部分ということで、当然おっしゃるとおり、保健センターで使う車両も収められれば一番いいわけですがけれども、病院周辺の土地利用の部分で、やっぱりなかなか、ほかの東側のほうの今後の利用がまだ計画ができていなかったといったこともありまして、現状の車庫をまず活用するという形で、病院の車庫をちょっと北に移動しながら、沢内庁舎の車庫も活用して何とか業務をしていきたいと考えております。利用状況であったり、センターを利用されるお客さんの駐車場の状況もありますので、それらを見ながら、今後の検討できればなと考えています。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からも今のことにに関してなのですが、新しい保健センターの設計も見させてもらいました。屋根は、たしか車庫のほうには向いていないと思うのですが、もう建物自体が今の車庫に当たってしまうのか。

あとは、あの周辺、結構まだ面積があるのではないかなと私も思うのですが、今設計委託で300万、これに実際移設すると、またそれなりの金額が発生すると思うのですが、ここの場所に関係なく新しいセンターということの想定とかもされた中で、やはり保健センターはその場所で、車庫は移転しなければいけないというふうな結論に至っ

たのか、その辺についてお聞きします。

委員長 子育て支援室長代理。

子育て支援室長代理 ご質問ありがとうございます。あそこの場所にした経緯ですけれども、やはり一番は病院になるべく近い場所にするというところがございます。結果的にその間に車庫が挟まってしまう形にはなるのですが、そこは病院の先生方とも協議を重ねまして、ある程度ご理解をいただいた結果での場所となっております。

病院の敷地以外の場所は検討されなかったかということですが、建設基本構想では当初、今の場所ではなくて、それこそ東側の草地を開発して、そちらに建設するという案だったわけですが、そこもやはり第一に病院との連携を深く図るためということもあって、現在の場所になったという、内部の協議の結果にもなりますけれども、そういう形となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ、11ページ、質疑ありませんか。

普本歌織委員。

3番 保育所管理運営費に関わってなのですが、令和8年度は統合体制の初年度ということで、先生方の配置について伺いたいと思います。

日常の保育に加えて、新園舎の建設準備なども入ってくると思います。そういったことも含めて、不足なく配置できる見通しかどうかということを教えてください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、10ページの保育所管理運営費の保育士の配置の部分のご質問にお答えいたします。

現在、2つの施設で日常の保育をしていただいております。それに加えて、8年4月か

らの運営統合に向けた準備をしていただいております。8年度につきましては、現状の保育士の体制を維持した状態で、今度1施設に統合する形となります。当然退職される会計年度任用職員の補助員の方、先生が一定数いらっしゃるなどの状況もございますけれども、まず先生方による統合準備の話合い、令和8年度の体制づくりの部分については、現在順調に進められておりまして、現状では過不足ない配置というふうに理解をしてございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からは、修繕費として12万2,000円、これせんだん保育所ということだと思っておりますけれども、せんだん保育所、1年間使用しなかったということで、あともともと新しい建物でもないのですけれども、この程度の修繕で再使用に耐えられるということだったのか、その点についてお伺いします。

委員長 子育て支援室長代理。

子育て支援室長代理 抜粋の予算書10ページ、せんだん保育所の保育所管理運営費、修繕料についてお答えいたします。

修繕料については、12万2,000円と例年並みで計上させていただいております。1年休所としたところですが、会議などで月に数回は建物に入っております、電気や水道などは通常使用できることを確認しております。おっしゃるとおり、そもそも古い施設でありますので、休所にかかわらず修繕や改修が必要な箇所はございまして、それについては保育所職員からの申出を受けまして、今年度、令和7年度の補正予算で計上しまして、調理室の建具修繕やトイレの改修、ホールへのエアコン移設などを行っており、要望についてはおおむね対応できたものと捉えております。本格使用していく中で、やむを得ず修繕等を必要とする場面もあろうかと思っております。

けれども、その際は改めて補正予算のほうで対応していく形となります。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 来年度は、湯田地区の新しい保育所の建設あるのですけれども、沢内地区についても新しい建物を建てるまでは修繕しながら使っていくという方針なのか。これからどの程度の、今現時点での検討なのでしょうけれども、ということで、まず使える部分は使いながら修繕して使っていくということで、新しい建物まではこの建物を使用するというような考え方で向かっていく状況なのか、お伺いします。

委員長 子育て支援室長代理。

子育て支援室長代理 お見込みのとおりでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

普本歌織委員。

3番 すみません。7ページなのですが、保育所管理運営費のところに特命主幹というのがあるのですが、これはどのようなお立場の方で、どのようなことをしていただく方なのかをお知らせください。

委員長 子育て支援室長代理。

子育て支援室長代理 では、抜粋の予算書7ページ、子育て支援室のほうの保育所管理運営についてお答えいたします。

こちらの保育所管理運営費は、これまでの複数箇所の保育所にまたがる共通経費を子育て支援室所管として計上していたもので、各保育所所管の保育所管理運営費とは別建てとなります。令和8年度からは、せんだん保育所1か所体制となりますが、保育所の予算とは分けて、引き続き子育て支援室として執行していくものです。

お伺いの特命主幹についてですけれども、総括所長兼保育環境整備主幹として、保育所あり方検討委員会の報告を踏まえまして、統合を見据えた保育を目指し、町と保育所職員や保護者間の調整を図るなど、総合的な保育所運営を担う方として令和6年度から任用しております。6年度は、せんだん保育所長も兼ねておられまして、全体調整と園の管理という非常に複雑な業務に当たられました。7年度の新町、川舟2か所体制への移行、また8年度からのせんだん1か所体制に向けた調整も図っていただき、おかげさまでスムーズに進んだものと捉えております。8年度も引き続き保育環境整備主幹として任用させていただいて、町立の中だけでなく私立保育園との連携を図るなど、町内の保育体制の充実、保育環境の向上に当室とともに取り組んでいければと考えております。

以上です。

委員長 普本歌織委員。

3番 ふだんは、せんだん保育所のほうにおいでになるということでしょうか。

委員長 子育て支援室長代理。

子育て支援室長代理 お見込みのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで子育て支援室が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで子育て支援室の審査をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、15時まで休憩いたします。

午後 2時50分 休 憩

午後 3時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管するのは、10款教育費であります。生涯学習課長から予算の概要説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 皆さん、大変お疲れさまでございます。生涯学習課が所管する令和8年度の主な予算の内容について、令和8年度西和賀町一般会計歳入歳出予算書(抜粋)により説明いたします。着座にて失礼いたします。

初めに、歳出から説明いたします。予算書4ページから7ページまでを御覧ください。10款4項1目社会教育総務費です。社会教育総務費は、町民大学講座や高齢者大学講座事業、子育て家庭教育支援事業、まちづくり出前講座、男女共同参画推進事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業、二十歳の集い記念事業で構成されており、様々な学習機会の提供や現代的課題の理解に対する支援を行うことを目的として実施するものです。当課所管の公用車、旧左草小学校の維持管理費用、社会教育団体への補助金も社会教育総務費に含まれております。

予算書7ページ中段を御覧ください。10款4項2目公民館費は、地区で管理しないこととなった旧公民館の維持管理費用となります。12節委託料37万9,000円は、旧湯之沢公民館解体工事施工管理業務委託料となります。14節工事請負費1,671万6,000円は、旧湯之沢公民館解体工事に係る費用となります。

予算書8ページを御覧ください。10款4項3目図書館費は、川尻図書室、太田図書室、さわうち病院図書室の維持管理費用と移動図書館車の維持管理費用になります。

続いて、10款4項4目民俗資料館費です。資料館の管理業務委託料、施設維持管理費となります。ちなみに、令和8年度は、資料館入館者が展示内容を分かりやすいものにする

ため、展示順を変更する等の展示替えを予定しております。

具体的に申し上げますと、現在の展示は、入り口から民俗資料、これは西和賀の文化財の紹介、わらの民具等の展示、凶作の資料等でございますけれども、縄文時代、弥生時代の土器、石器、旧石器時代石器、南部藩政から明治、昭和時代の文献、ダムのコーナー写真、地質、鉱物というように年代がばらばらになっている状況です。展示替えによって、入り口から地質、鉱物、石器時代、縄文、弥生、現在というように、古い時代から順に並べ替えをし、入館者が館内を閲覧しやすいものにしようとするものです。

予算書9ページを御覧ください。10款4項5目美術館費です。美術館、デッサン館の管理業務委託料、施設維持管理費となります。ちなみに、昨年度、民間の方から川村勇さんの作品の寄贈を受けました。また、作品以外にも、画伯の人柄に触れられるような貴重な資料の提供もありましたので、その展示方法につきましても検討を行い、準備ができ次第、順次展示してまいりたいと考えております。

予算書9ページ下段から10ページまでは、10款4項6目文化創造館総務費となっております。文化創造館の会計年度任用職員の人件費や事務経費、自主公演等の委託料、関係団体への負担金となっております。

予算書10ページ下段から11ページまでは、文化創造館管理費となっております。文化創造館管理人、各種設備の保守点検費用などの維持管理費用となります。

予算書11ページ下段を御覧ください。青少年劇場事業29万7,000円、中学生演劇講座事業77万8,000円は、小学生や中学生を対象とした文化芸術活動に関連した事業を行うものです。なお、令和8年度青少年劇場は、5月下旬の開催を予定しており、演目は「器楽カルテット・スピリタスサクソフォン4重奏コ

ンサート」となっております。

地域おこし協力隊招聘事業542万2,000円は、文化創造館の今後の運営を見据え、舞台技術に精通した人材を育成することを目的として、地域おこし協力隊を雇用するための関係経費となります。

予算書12ページを御覧ください。文化創造館改修事業495万円は、中央監視装置更新工事に係る経費となります。開館以来、一度も更新をしないできた装置ですが、故障等により施設運営に支障を来すようになってきたことから、更新を行おうとするものです。

公共ホール音楽活性化支援市町村連携事業は、一般財団法人地域創造からの助成を受けて、プロのアーティストを町内小中学校に派遣する事業です。授業の1こまを活用して、本物の演奏を聞いていただくことを目的としております。なお、開催時期は、8月下旬から9月上旬を予定しております。

予算書12ページ下段から13ページを御覧ください。10款4項7目文化財保護費は、町指定の指定文化財の保護、管理に要する経費及び埋蔵文化財の調査に要する経費となります。8節旅費、費用弁償9万2,000円のうち7万円については、埋蔵文化財包蔵地における県専門職員派遣旅費となっております。近年、埋蔵文化財包蔵地を含む場所において建物の建設や工事を行う件数が増えておりますが、その際、埋蔵文化財の調査を行うことが法律で義務づけられております。当町には、調査を行う専門職員がいないことから、調査を県の専門職員に依頼して実施しております。なお、調査の件数については、今後増える可能性があることを申し添えます。

予算書13ページから15ページを御覧ください。10款5項1目保健体育総務費は、学校開放やクロスカントリースキー大会事業、ボート競技事業、スポーツ団体、各種スポーツ大会等の助成金、地域スポーツ活動体制整備事

業の経費になります。

14ページ、ローイング競技事業734万5,000円は、昨年に引き続き令和8年度の高校総合体育大会が錦秋湖での開催となることから、必要となる予算をお願いするものです。

地域スポーツ活動体制整備事業740万8,000円は、令和7年度に引き続き、地域スポーツコーディネーター1名を配置しながら、休日部活動の地域移行の取組を進めるとともに、令和7年度末に設立する総合型地域スポーツクラブを起点に、スポーツや文化活動の振興に資する取組を進めてまいります。少子高齢化が著しく進む状況の中で、スポーツや文化活動に取り組む人の数が減り、機会も失われつつあります。町民の健康を守り、生きがいにつながる活動を残していくための大事な施策と認識して取組を進めてまいります。

予算書の15ページ下段から21ページを御覧ください。10款5項2目体育施設費は、各体育施設の維持管理費用となります。生涯学習課が管理している体育施設は、建設以来、相当の年数が経過しており、維持管理に多額の費用を要する状態となっております。施設のあり方については、令和8年度から議論を始めたいと考えております。

予算書2ページから3ページにつきましては、歳入となります。予算書3ページを御覧ください。23款1項7目教育債は、旧湯之沢公民館解体事業の財源となります。

次に、予算説明書について説明をいたします。10款4項1目社会教育総務費に関連する事業の内容につきましては、99ページから103ページに記載しておりますので、内容をご確認ください。

104ページを御覧ください。上段、文化創造館総務費について、昨年度から178万円ほどの増額となっておりますが、主な内容としては、自主事業公演業務委託料が増えたこととなっております。

下段、地域おこし協力隊招聘事業は、先ほども申し上げたとおり、文化創造館の今後の運営を見据え、舞台技術に精通した人材を育成することを目的として地域おこし協力隊を雇用するものです。

105ページを御覧ください。上段、文化創造館改修事業ですが、先ほど申し上げました中央監視装置更新工事を行おうとするものです。下段、公共ホール音楽活性化支援市町村連携事業は、昨年に引き続き取組となりますが、児童生徒にプロのアーティスト演奏に触れる機会を提供するため実施するものです。事業概要等につきましては、説明書に記載された内容をご確認ください。

106ページを御覧ください。下段、ローイング競技事業は、先ほども申し上げましたとおり、令和8年度に錦秋湖が岩手県高校総合体育大会でローイング競技の会場となるため、会場の整備など必要な経費をお願いするものです。

107ページを御覧ください。地域スポーツ活動体制整備事業は、繰り返しになりますが、国の実証事業を活用し、地域スポーツコーディネーターを生涯学習課内に配置、中学校の休日部活動の地域移行の取組を進めるとともに、令和7年度末に設立する総合型地域スポーツクラブを起点にスポーツや文化活動の振興に資する取組を進めるものです。

以上で令和8年度予算の概要について、生涯学習課の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、3ページのネーミングライツ料22万ということだと思っておりますけれども、これは球場のネーミングライツの金額だと理

解していますけれども、先ほど課長からの説明があったように、文化創造館、銀河ホールも修繕等、維持費がかかっていると思うのですけれども、ネーミングライツ、他の施設、例えば今言った銀河ホールなどに広げていって、収入源の確保に向けてというような検討はなされているのかお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

現時点においては、検討は行っていない状況です。

しかしながら、昨今のSNSの普及や、昨年度末に開催した宝くじ文化公演において、盛岡市文化振興事業団と共同で行った新聞広告やテレビCMなど、ネーミングライツに賛同いただけるような宣伝効果等の高まりも感じております。

その一方で、銀河ホールという愛称につきましては、当時、一般公募で決定したものであります。仮に検討に入る場合であっても、30年以上にわたって愛着を持っていただいた銀河ホールという愛称も維持した形でのネーミングライツ設定が必要になるものと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

4ページ、5ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、7ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、先ほども説明もありました湯之沢公民館の解体工事について。昨年も湯之沢公民館の解体のことが予算計上、最初されておまして、解体予算として565万を見込んでいたのですけれども、近年の工事費の

単価高騰、あとは廃棄するものについての見積りが誤っていたということで、中にあるものの廃棄ということで、2倍から3倍かかるかもしれないということで、昨年出された565万から確かに3倍の1,600万が計上されております。我々、個人的に例えば解体する場合にも、解体業者さんから中のものはなるべく自分で片づけてくださいと、そうすることによって、解体費用が下げられますよということをおっしゃるのですけれども、同じようにこの中のもの、どんなものがあるかはちょっと分からないのですけれども、地域の方とか担当課でなるべく使用できるものとか、そういうものがあつたら、地域で活用してもらおうとか、様々中のものの処分について検討された中で、やっぱりこの金額が出てきたのか、その点について伺います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

令和5年7月に湯之沢集会所を旧湯之沢公民館からゆう林館に移転した際、地区に必要な物品等は新しい集会所であるゆう林館のほうに移しましたが、活用しない物品につきましては旧湯之沢公民館内に残したままとなっております。令和6年度に旧湯之沢公民館の解体工事費を予算措置しておりましたが、改めて予算積算の内容を再度確認したところ、物価、人件費の高騰の影響を踏まえた内容になっていないことが判明したということでございます。その状況を踏まえ、一旦、令和6年度に措置していただいた解体工事費予算を取り下げた上で、改めて令和7年度に設計業者に委託して現況の物価、人件費の状況を踏まえた全体撤去費用の計算を行ったところです。その際、残置物の数量についても把握を行い、撤去費用の計算も行ったところです。その結果に基づき、令和8年度当初予算において旧湯之沢公民館の解体工事費をお願いしているものです。なお、残置物の撤去につき

ましては、解体工事に併せて実施することとしております。

以上でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 先ほど言いましたように、残置物については、不要と言えれば不要なのでしょうけれども、もともと地域で何かしら活用したものであると思います。地域で別のことに使用するとか、繰り返しになりますけれども、昨年の課長の答弁ではいろんな不要になったものがたくさんあって、廃棄するものがあって、見積りに関して誤りがあったという答弁がありますので、その点について何かしらもう一度検討し直して、もう一度見直して、何とか使用できないかとかというようなことをされた上での予算計上なのか、もう一度お伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

不要なものにつきましては、地域のほうともしっかり中を見ながら、確認をして、欲しいものと要らないものということで分けて、要らないものについてはそのまま残していただいたということになります。したがって、使えるものまで残したということではなくて、あくまでも使えないものが残っているといった状況であることを確認して予算措置しております。

以上です。

委員長 中村ひとみ委員。

4番 私からは、6ページ中段の廃校活用事業です。これは、左草小学校のことを指しているのでしょうか。すみません、私ちょっと初めて見たような、もしかしたら毎年計上されているのかもしれませんが、今の活動状況といたしますか、今後の展望といたしますか、そういったところをお聞かせいただけますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

廃校活用事業につきましては、旧左草小学校の事業を指しております。現在ということなのですけれども、いわゆる納豆汁の素の製造のために今使われていること、あと一部湯田中学校の野球部、体育館を活用した練習をしているといった状況になっておりますけれども、ただ非常に施設の老朽化が激しくて、消防設備も故障が多いといった状況になって、大変危険な状況になっております。

今後としてですけれども、代替の施設ですとかあれば、そちらのほうに移して、旧左草小学校の使用についてはやめていきたいというふうな考え方で進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長 中村ひとみ委員。

4番 では、来年度で一応、旧左草小学校の施設を利用するのは終わるということでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 その方向も、それも含めて令和8年度、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。8ページ、9ページ。

真嶋実委員。

2番 9ページの文化創造館費の中での文化創造館運営委員会ですけれども、報酬の形で予算計上されておりますが、令和7年に運営委員会何回、いつ開催されたか、それから令和8年にはいつ頃、何回行うのかということの計画をお知らせください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

文化創造館の事業や運営に関しご意見をいただく機会として、年度当初と年度末に1回

ずつ、次年度予算要求を見据えたご意見をいただくために、夏の終わりから秋口に1回実施することとして、年3回の実施を見込んでいるということでございます。令和6年度は、6月、9月、3月に開催、令和7年度は時間の確保等、諸事情から第1回目を8月19日に、第2回目を3月17日に開催することとし、2回の開催にとどまったところであります。町外の専門知識を有する委員や町内の様々な立場の委員からご意見をいただく場として開催をさせていただいているところでございます。以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 事業は、前の検討委員会等で、委託という形ではなく、自主運営していくということで確認されて、その中でも運営委員会の見識を持って、企画運営のほうに十分検討を加えながら行っていくということが確認されていたと思います。今の、特に今年の2回という回数では、なかなか企画の内容について委員の意見が反映され切らなかったのではないかなという懸念もあります。場合によっては、会議体として皆さんに集まってもらうことが難しいような場合でも、企画等の予算が固まる前に、計画について生涯学習課のほうで用意しているものや生涯学習課に来ている情報、また逆に委員さんたちが持っている情報などのすり合わせなどが必要ではないかなと思いますけれども、考えを伺います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

今回、タイミング的なものがあって2回ということになったのですけれども、確かに皆さんの持っている知見ですとか、こちらの持っている情報を併せて、やはりよりよい事業にするという点では、しっかりした会議の機会を確保することが必要だというふうに認識しております。令和8年度は、そこの部分を認識して進めていきたいというふうに考えて

おります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ、11ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 文化創造館の別刷りのほうの104ページですが、委託料の中での自主事業と、それからギンガク事業のそれぞれ積算の基になる事業の計画をお知らせください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

自主事業公演事業、ギンガク事業のそれぞれの算定根拠についてですけれども、委託事業者から参考見積りを徴収した上で積算を行っているということでございます。なお、少額なものに限り、これまでの公演実績等があり、銀河ホールとの直接的な出演交渉が可能な相手につきましては、中間業者等を挟まず安価で公演が実施できる可能性が高いことから、直接的な交渉で積算しているケースも含まれているということでございます。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 令和8年度については、具体的にどのような事業を考えているというような情報は、現時点ではないでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

お芝居が今のところ1本、それからコンサートが1本、あとの演芸のものが1本ということで考えております。これと別ですけれども、ギンガク事業というのがありますけれども、その内容についてはこれから一般社団法人と話し合いながら詰めていくということで考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。12ページ、13ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博委員。

6番 12ページの文化創造館改修事業で、先ほど中央監視装置を改修するということでした。開館以来、一度も触っていなかったということですが、これは中央監視装置と、事務室にあるスイッチ盤とか、あれでいいのですか。このこと自体、これに手を入れること自体はいいのですけれども、通常だともっと早いペースで改修されるものなのかということと、今回これがまとまった予算として上がっていますけれども、早急に直さないといけないところはないのか、一応確認で伺えればと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

中央監視装置につきましては、文化創造館における舞台、客席系統の冷暖房、換気ファンの起動や楽屋系統、水回りへの給湯ボイラーなどを一括集中して操作するための設備となっております。文化創造館の開館とともに設置され、既に32年を経過し、代替部品の製造が終了しているという状況です。このため、微細な故障においても冷暖房の起動ができなくなるなど、会館運営に支障を来すおそれがあることから、今回更新を行うものとなっております。大分頑張っていたいただいて、耐用年数過ぎてはいるのですけれども、延ばしてここまで使ってきたのですけれども、先ほど申し上げた状態になっているので、今回お願いするものとなっております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ボイラーの点火ができなかったりというのが以前あったと思うけれども、それというのは中央監視装置の問題だったのか、それともボイラー自体の問題だったのかというの

は。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

ボイラーに点火ができない問題については、冷温水ポンプの交換、これを行ったことによって解消したということでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。14ページ、15ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、14ページの説明書の107ページ、課長からも説明あったのですけれども、地域スポーツ活動体制整備事業について。令和8年から10年度が前期ということで、最終的に13年度までの事業だと思います。各年度ごとにどの程度までという計画を持って事業を進めていくと思うのですけれども、初年度の令和8年度はどこまで全体の事業を進めていくという目標にしているのかお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 令和8年度の地域スポーツ活動体制整備事業については、スポーツ庁において令和5年度から7年度まで部活動の地域移行における実証事業を実施した上で、令和8年度から令和10年度までを休日部活動の地域展開の前期、令和11年度から13年度までを前期の結果を踏まえた地域展開の後期と定め、この期間内における休日部活動を地域で実施する形に移行を進めるスケジュールとなっております。西和賀町においては、令和5年度から7年度にかけて実証事業を活用し、休日部活動の地域展開に向けた実証事業に取り組んできたところです。この3か年の取組として、休日部活動の地域展開への関係者間における意識の共有が図られたところがございます。また、今後、地域展開を進める上で、実動的な組織と位置づけている総合型地域スポ

ーツクラブの設立に向けた準備を進めることができました。

一方、部活動によっては、指導者の確保が課題となっている種目があるほか、部によっては生徒数の減少等により活動を休止した部活動も出るなど、学校単位の枠組みを超えた活動に対する体制の整備が急がれる中で、活動場所への交通手段の確保や中総体等への参加のあり方、今後の活動についての財源確保が課題となっております。

令和8年度においては、休日部活動の規模に応じて定められた単価等により交付される補助事業を活用しながら、引き続き昨年度までの事業内容を継続しつつ、今月末に設立される総合型地域スポーツクラブの体制整備への支援を行うとともに、将来的には部活動の地域展開に係る業務を総合型地域スポーツクラブに委託していくことを想定して準備を進めることとしております。

以上でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 ありがとうございます。そうしますと、令和8年度、具体的に中学校は、平日については指導員が確保されていますし、総合型に参加する中学生とか、一般の住民にとって大きな変化といいますか、我々住民から見た観点から今年はどこまで進むというふうな理解をしていけばいいのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 休日部活動の地域移行でございますけれども、今考えているのは、バレー部の地域展開の部分について具体化をしていきたいということが1つ目です。もう一つが鬼剣舞をはじめとする芸能です。これらについても、具体化をしていきたいというふうに思っております。

部活動の地域展開については、そのような形なのですが、やはり指導者の確保ですとか、あるいは中総体の、先ほど申し上げ

たとおり、状況等も踏まえながら、そこは対応していくということとなりますけれども、令和8年度、見える形とえばこの2つに力を入れていきたいと考えております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 地域スポーツの振興については、今議論されているような平日の部活動と休日という切り分けも1つあるかと思っておりますけれども、もう一つとしては競技種目という考え方と体づくり、健康づくりというような部分の側面も出てくるのではないかなど。特に西和賀の冬期間の環境を考えたとき、西和賀町には立派な温水プールがありまして、非常にこれを有効活用しない手はないのではないかなどという思いでございました。体制的にも、体育協会から組織替えのような話もたしかあったと思います。そういう中で、新しい体育協会等の実務、事務、総務などの拠点という意味も含みますし、また今年、正月明けてすぐの岩手日日の記事でしたか、花巻東高校の、特に投手部門は冬の間、プールを活用して肩を鍛えているというような記事もありました。

冬の間、一つは屋外でスキー、ノルディック、アルペン、あるでしょうけれども、それ以外の各種スポーツをやっている子供たちにしても大人にしても、種目を超えてプールを活用するなり、場合によってはプールにジムなど置くような形も検討すれば、今は都市部ではかなりスイミングと、それからスポーツジムというのがもう経済ベースでも乗って、民間でやっているような状況ですから、今ある施設を使わない手はないのではないかなど思いながら、あの施設を見ておりました。

人員体制についても、体育協会等の人員をこれからどうしていくのかというようなことを考えたときに、一つの拠点を置くことというのは有意義ではないかなと思っておりますけれども、ちょっと今回の予算の枠を超えてしまう

かもしれません。施設のところで聞こうか、今のここの休日スポーツのところで聞こうか、ちょっと迷ったところですけども、新年度予算をどう活用するかという側面から考えをお聞かせください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

今の屋内温水プールのほうについては、水泳協会のほうに指定管理ということで管理委託をしているわけなのでですけども、そこで高校ですとかスイミングチームの合宿事業、あるいは自分たちのスイミングスクールといったことで冬期間十分に活用しているといった状況になっております。一定程度、そのような形で活用というのはされているのですけれども、これからも総合型のスポーツクラブ、どういう活動していくかという拠点、そういったものも検討していくわけなのでですけども、その一つとして屋内温水プールの活用、あるいはトレーニング施設の整備ですとか、そういったものも併せて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 教育長。

教育長 今回の総合型スポーツクラブにつきましては、町のスポーツの活性化を全般に担うつもりでおります。

よって、先ほど体育協会、今度スポーツ協会というふうに名前を変えたり、それからスポーツ少年団も含めて、そういうのをトータル的な形としてこれから再構築していこうということですので、先ほどお話があったいろんな施設についても、お互いに協力し合ったりしていきながら、大きなビジョンづくりをしていきながら、それらの関係者と今後行っていきたいと思っておりますので、今町にあるいろんな施設をどれくらい有効に活用できるかは検討していきたいなというふうに思っているところです。どうかよろしく願いいたしま

す。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 先ほど15ページの体育施設総務費の説明をいただいたときに、令和8年度から体育施設のあり方を検討していくというふうにおっしゃったかと思えます。今、真嶋委員からも、施設についてもっと活用できるのではないかというふうな話があったりもしましたが、私もこれまでも一般質問とかでも合宿利用とか、もっとニーズがあるのではないかなというふうなことを言っておりました。ただ、そういったさらなる活用といったときに、具体的な担い手とか企画を立てる人がなかなかいない状況で、この先あり方というのを検討していくと、縮小する方向にしかいかないのかなというふうにも思っています。

基本的にハードというのは、ソフト面、つまり使い方に規定される部分が大きいと思っておりますのでですけども、先ほど来話に上がっている地域スポーツであるとか、そういったものが立ち上がっていくのと並行して、施設のあり方について議論が進んでいくのかなというふうに考えているのですけれども、現状どういうふうな進め方をしていこうというところはどうなっているのでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 これからの施設も含めて、あり方も含めてですが、そのとおり町の中にはたくさんの施設がありますし、実際なかなか使い切れないところもあります。

ちょっと話を戻しますけれども、総合型地域スポーツ活動、その担当を今からつくるわけですけども、今まではそれをどのように活用していくかというビジョンづくりにすごく苦労した面があります。町のスポーツを通してとか、また町のにぎわいとか、いろんなことを含めて、文化も含めて、それからスポーツ面も含めて、なかなか前に進めなかった状態ですが、そこをこれから立ち上げるスポ

ーツクラブの中において整理、統合していきながら、一緒に考えていきたいなというのがまず1つと、それから施設全般のことについては、今担当の者のほうからいろいろと今までの使用状況だとか、それからお金の面だとか、いろんなものを含めて利用、今実は検討している最中になります。それらも併せて、町全体のことも含めて考えていかなければなりませんので、今委員指摘のとおりなことはこちらにも気にかけているところがありますので、ちょっと進めさせていただけたらというふうに思っているところです。まず、よろしくお願ひしたいのです。

ちょっと十分な答えにはならなかったのですけれども、はっきりこうだと現在言える状況がまだないのですが、いろいろと数値はデータを集めておりますので、それを活用しながら、今後どれをかうまく使っていくか、統合していくか、ちょっと考えていきたいなと思っているところです。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 では、来年度に関しては、課内あるいは庁舎内というか役場内での検討をまずは進めていくよというふうな感じなのですか。外部というか、例えば何らかの委員を集めて、何か協議するような場をつくってというのは、まだ先の話として考えていらっしゃるのか。

委員長 教育長。

教育長 今度は、まずこの3月に総合型地域スポーツクラブ立ち上げます。そして、そこには代表者もちゃんといます。そこに合わせて、その中で一度やっぱり議論をしていかなければいけないと思っていますし、まず全くあそこを中心にしなが、またちょっと同じことになってしまいますが、本当に今言ったことを再構築させていただきたいというところが今のところの現状かなというふうに思っています。

今回もいろいろ試行としては、子供たちを

集めたり指導者を集めたりして、トレーニングセンターにおいて冬場のトレーニングのあり方ということで中学生を集めたり、それから親御さん集めたりして行っておりますし、水泳のプール施設についても、ちょっとここはアイデアいろいろと、今言ったとおりなのですが、そこ協力して本当にやっていくというようなこととか、いろいろと……いや、ちょっと話しにくいところありますが、私たちがまず今立ち上げることに精いっぱい、それから本気になって考えるところと、伴走という形で生涯学習課、一緒になって方向性を今つくるということになっております。すみません。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 分かりました。地域スポーツクラブとか、そっちの形が一定、何かこういう形なのだなというのが見えてきたときに、恐らくこれはこれまで住民が使っていたのをプラス、新たな使われ方とかが見えてくるだろうし、それをやりながら考えていきたいよということで、そういう認識でいいですね。

委員長 教育長。

教育長 健康づくりという面でも、社会福祉協議会さんがサロンを行っているやつですとか、そういうのも全部ひっくるめて考えていきたいなというふうに思っています。現に出前講座というか、サロンのほうから頼まれて、うちの今から立ち上げるスポーツクラブ担当者が、コーディネーターさんが行って、実際指導している場面も何回もありますので、そういうところを併せて、健康づくり、それから町のにぎわい、そして新たなイベントづくり、ちょっと考えさせていただきます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。16ページ、17ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。18ページ、19ページ、質疑  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。20ページ、21ページ、質疑  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等  
ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいた  
します。

これで生涯学習課が所管する一般会計の審  
査をひとまず終わりたいと思いますが、これ  
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで生涯学習会への審査をひとまず終了  
し、本日の日程を終了いたします。

明日3月10日は、午前9時半から農林課の  
審査を開始します。

本日はこれをもって散会いたします。お疲  
れさまでした。

午後 3時52分 散 会